

第四十六回 参議院文教委員会會議録第二十六号

昭和三十九年五月十二日(火曜日)

午前十一時八分開会

委員の異動

五月八日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

柏原 ヤス君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

中野 文門君

北畠 教真君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

小林 武君

植木 光教君

木村篤太郎君

久保 勘一君

斎藤 昇君

中上川アキ君

秋山 長造君

加瀬 完君

豊瀬 慎一君

柏原 ヤス君

高瀬莊太郎君

小林 武君

加瀬 完君

秋山 長造君

豊瀬 慎一君

文部大臣

文部大臣

防衛施設庁長官

防衛施設庁長

防衛施設庁長

防衛施設庁長

防衛施設庁長

防衛施設庁長

文部大臣官房長 蒲生 芳郎君

文部省初等中 等教育局長 福田 繁君

文部省管理局長 杉江 清君

事務局側 常任委員 工樂 英司君

会専門員 会専門員 工樂 英司君

法制局側 法制局長 今枝 常男君

説明員 文部省初等中 等教育局財務課長 岩間英太郎君

文部省初等中 等教育局財務課長 林部 一二君

教育課長 教育課長 岩田 俊一君

文部省管理 局助成課長 岩田 俊一君

本日の会議に付した案件

○理事兼任の件

○理事補欠互選の件

○国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

○公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案(小林武君外四名発議)

○教育、文化及び学術に関する調査(基地周辺の学校の防音に関する件)

○委員長(中野文門君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。五月八日、鈴木一弘君が辞任され、その補欠として柏原ヤス君が選任されました。

○委員長(中野文門君) この際、理事の辞任についておはかりいたします。豊瀬君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、理事補欠互選についておはかりいたします。ただいまの理事辞任に伴う補欠互選を直ちに執行したいと存じます。互選は、投票の方法によらないで委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、理事に小林武君を指名いたします。

○委員長(中野文門君) 国立教育会館法案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○加瀬完君 問題は教育会館の研修の権限でございますので、研修の権限というものが現在の教育関係の法律、命令等の中で、文部省あるいはその他の機関にどのよう配分をされ、どのような範囲で権限が付託されておるかという点について、主として法制局に本日は伺いたいと思います。そこで、第一でございますが、教育事務は地方団体の固有事務だと考えてよろしゅうございませうか。

○法制局長(今枝常男君) 現在の制度ではそのように考えていいかと思っております。

○加瀬完君 公立小中学校の管理権は、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律によりましますと、当然、地方団体にあると思いますが、それでよろしゅうございませうか。

○法制局長(今枝常男君) さように了解いたしております。

○加瀬完君 文部大臣の権限は、地方教育行政法によれば、指揮監督権はなくて、教育事務の適正をはかるため必要な指導、助言、援助にとどまるべきであると解されるのでございますが、そのように解釈してよろしゅうございませうか。

○法制局長(今枝常男君) そのように理解いたしております。

○加瀬完君 ただし、教科に関する事項は監督官庁が定めると学校教育法の二十条にございまして、当分の間その監督官庁は文部省と規定をされておりますので、この学校教育法の授權に基づいて、文部省は、教科の種類や指導要領等、法的な拘束力を保持するものと解してよろしゅうございませうか。

○法制局長(今枝常男君) そのように理解いたしております。

○加瀬完君 指導要領は教育課程の国家基準を定めたものであるもので、この基準に従わなければ違法である、文部省はこのような見解をとっておるようでございますが、だからといって、従わない場合、文部省に強制力はございませんか。

○法制局長(今枝常男君) 規定の上で強制の手段を定めたものはないと思っております。

○加瀬完君 違法行為であるということと、いかなる措置をとり得るかということは、法律上は別個の事項だと考えてよろしゅうございませうか。

○法制局長(今枝常男君) 必然に関連はないと存じております。

○加瀬完君 学校教育法に、文部大臣が教育課程の国家基準を定めるという規定があるからといって、直ちに行政及び運営上の監督を行ない得る特例が認められていると解することはできないと思いますが、いかがです。

○法制局長(今枝常男君) さように存じております。

○加瀬完君 このことは、指導要領を守らない者がいるからといって、文部省があるいは文部省にかかわるべき機関を設けて教師に直接研修をしてよいということにはならないと思っております、いかがです。

○法制局長(今枝常男君) ただいまお話しのような趣旨から当然には出てはまいらないと存じます。

○加瀬完君 文部省の指導、助言は、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律の四十八条、あるいは文部省設置法の五十一項の十九等によりまして、教育委員会等の機関に対してなされ

れることが原則だと思ひますが、いかがでしょう。

○法制局長(今枝常男君) 法律はそのように現定しておると理解しております。

○加瀬完君 そうすると、学校や教師の求めもないのに、積極的に個々の人を対象に指導、助言を行なうことは適当ではないかと考えてよろしゅうございませう。

○法制局長(今枝常男君) 文部省の権限が、間接に県や市町村に対して指導、助言となされずというところは、県市町村から依頼がない場合にはできないという意味にはならないのでないかと存じます。したがういまして、いまお尋ねのように、要求がないのにやることはよくないではないかと、まあお尋ねが、もし法律的な意味でしたら、直ちにそれが法上よろしくないということにはならないのではないかと、このように理解いたします。

○加瀬完君 前段の私が述べました点は問題の中心ではございません。個々の教職員を対象に文部省が積極的に指導をするというところは、法のたてまえからいって妥当ではないではないかと思ひますが、この点はいかがでございませう。

○法制局長(今枝常男君) 積極的という、少し、ことばじりをとらえるようにで恐縮でございますが、積極的というこの意味によつて、お答えは必ずしも一義的には出てこないのではないかと存じます。つまり指導、助言として、あるいは援助として行なうわけでございますから、根幹になるものが文部大臣ではないようなたてまえでできておるといふことはできると思ひますが、援助の一態様として行なわ

れます限りにおいては、それ自身が何らかの意味において積極的であるというところによつては、直には指導、援助の限界をこえるということとは困難になつてくるのではないかという感じがいたしております。

○加瀬完君 問題は指導、援助の態様にあると思ひますが、この点についてはあとでまた伺いますので、次に進みます。

教育職員の研修責任者は任命権者であるとしてよろしゅうございませう。

○法制局長(今枝常男君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 教育委員会は文部省の下部機構ではございませんので、教委の権限、文部省の権限が明瞭に現行法では区分規定をされておると思ひますが、そう了解してよろしゅうございませうか。

○法制局長(今枝常男君) いまのお尋ねの趣旨、十分了解いたしました。したが、区分規定されておるといふお尋ねの意味、ちょっと私につかみかねるのでございませう。

○加瀬完君 教育行政機関ではございませうけれども、地方教育委員会なり、都道府県教育委員会などというものは、文部省の下部機関ではございませうので、教育委員会の行なうべき任務、文部省の行なうべき任務というものは、現行法上当然と規定をされておると解釈してよろしいか、こういう意味です。

○法制局長(今枝常男君) 画然の意味でございませうが、つまり、指揮、命令という系統でつながっていないという意味においてございませうしたら、その

とおりかと存じます。

○加瀬完君 教育委員会の権限に対して、国が制限あるいは干渉をなし得るような立法措置は、現行法の体系を乱すと思ひますが、この点はいかがでございませう。抽象的なことでございませうが、私の言いたいのは、教育委員会の権限、文部省の権限というものは、はっきりしておるわけではございませうから、文部省なら文部省が新しい立法をいたしまして、教育委員会の権限に制約を与える、あるいは干渉をし得る道を開くといふたようなことは、現行法の体系からすれば好ましいことではないと思ひますが、いかがでございませう。

○法制局長(今枝常男君) 現行法の体系から、いまお話しのようなことがあつた場合には、必ずしも必然に出てくるというふうには考へることはむづかしいやうな感じがいたしております。つまり、そういう一応の体系をくずすのに必要とする必要があるかどうか。あるいはそうしてくずしていくことが教育行政上適当かどうかということによつてきまつてくることではないかと存じますので、これもすべての場合に体系上好ましくないという一般的な結論を出してみることはむづかしいのではないかと、このように感ずるのでございませう。

○加瀬完君 具体的に例をあげましてお答えをいただきたいのでございませうが、先ほどお答えがございませうように、教育職員の研修責任者は、これは任命権者でございませう。そこで、任命権者でありませう教育委員会の責任として行なわれねばならなかった教職員に対する研修が、文部省あるいは第三者機関に掌握をされるということになりますと、一つには、中央の方針が任命

権者の意図にかかわらず強く教職員の個々に及ぶことになりませう。また他面では、教育委員会が文部省に対する依存度というものを強めてくる結果にもなつてまいりますので、教育活動の面にも国の方針で統制化されるおそれも生じてくるかと思ひますが、この場合は現行法を乱すという事になりませうか、現行法を乱すおそれが生ずるとは言われませうか。

○法制局長(今枝常男君) 新しい立法によりまして既存の体系に例外を加えますことは、これは一般問題として、法制上の問題としてお答えいたします。限りにおいては差しつかえないことと考へておりますので、したがういまして、そういうふうにくずしていくことがいかにどうかというところを法制的な立場から判断してお答えすることは困難ではないかと存じます。と申します意味は、ただいまお尋ねのような任命権者の責任というものを純粹に一本に保つておいたほうがよいのか、あるいはある程度の必要によつてそれに修正を加えるのかがいいかということとは、法律以前の、まず立法政策の問題としてきまる問題でございませうので、法制上これがくずされていくとかいけなかつたという形でお答えすることはむづかしいのではないかと、このように感ずるわけでございます。

○加瀬完君 こういふことは言われませう、いままでのことといたしまして、現行法の立法の精神とは違つた立場で、いまお答えの中にあげられました、たとえば第三者である教育会館なら教育会館に研修権を認めるということになると

すれば、それはいままでの立法の精神とは違つた立場で立案がされたものと解することはできません。

○法制局長(今枝常男君) 教育会館そのものを具体的に取り上げてお答えすることが適当かどうか、ちよつとあれでございませうが、そういう意味は、ななくて、お尋ねのような方向のもし立法が考へられませう場合には、既存の体系とは確かに方向が違つたと申しますか、既存の体系にそのまま沿つたことにはならないと、お尋ねのような趣旨に関する限りはそういうことになると存じます。

○加瀬完君 そこで、半分具体的なことで半分抽象的なことでお答えをいたしたくのは恐縮でございませうが、教育会館がある方針で教育職員に対して研修を行ない、その内容が教育基本法等に触れる場合が生じたときは、責任の所在はこの教育会館法では明文化されておりますか。

○法制局長(今枝常男君) いまのお尋ねは、教育会館法そのものにそういう例があるかということでございます。

○加瀬完君 そうです。それは文部省からお答えいただいてもけっこうです。

○法制局長(今枝常男君) 法律そのものを留意しておりませうので失礼いたしました。

ただいまお尋ねのような点に關しましては、三十二条に、「教育会館は、文部大臣が監督する」という規定がございまして、したがういまして、監督上の責任として文部大臣の責任になるという規定があるということでは言えるように思ひます。

○加瀬完君 それじやさらに伺います
が、教育の政治的中立性あるいは宗教
的中立性が保たれるという保障は条
文の中にございますか。
○法制局長(今枝常男君) 条文そのも
のにそういうことは書いてございま
せんが、ただ、文部大臣が監督、責任を
負うことが直ちに中立性云々に響いて
くる問題ということにはならないん
じやないかと思ひます。
○加瀬完君 文部大臣自身が――具
体的に誰さんということではござい
せんから御了承いただきます。文部大
臣自身が教育の中立性を犯し得る場合
だつてあり得るわけですね。文部大臣が
監督をするから教育の中立性が保障され
たということにはならないと思ひん
で、問題は、伺いたい点は、条文
の中に、中立性を保たなければなら
ないということとは明文化されてはおり
ませんということとは御確認いただけ
ますか。
○法制局長(今枝常男君) この法案そ
のものに局限してお答えいたします限
りにおきましては、この法案には、そ
ういうことを明らかにした規定はな
いということとは申し上げられると思
ひます。
○加瀬完君 教育基本法等は、教育の
地方分権、教育行政の中央集権化の排
除、こういったことを中心性格として
いると考えてよろしうございませ
んか。
○法制局長(今枝常男君) さようなこ
とも一つの要点になっておるかと思
ひます。
○加瀬完君 重要な要点ではござい
せんか。

○法制局長(今枝常男君) さようであ
ると存じます。
○加瀬完君 文部省設置法は、直接、
教育活動に対し指揮監督権のない点を
強調していると思ひますが、違ひませ
んか。
○法制局長(今枝常男君) 積極的な、
何といひますか、文言でもってそうい
うことを強調している規定は特にな
かつたのではないかと理解してござい
ますが、あるいは私の記憶違いでござ
いましたら、また訂正させていただきます
す。
○加瀬完君 指揮監督権というものは、
原則として認められておらないの
ではございせんか。
○法制局長(今枝常男君) そういうこ
とを積極的に規定した規定はございま
せん、これも了解をいたしておいま
すが、私の記憶する限りにおきまして
は、指揮監督権があるということを通
極的に規定したのはなかつたというよ
うに記憶いたしております。
○加瀬完君 指揮監督権がないことも
規定されておるやせんか。
○法制局長(今枝常男君) 失礼いたし
ました。記憶違いでたいへん失礼いた
しました。そういう規定がございま
す。指揮監督を行なわれないという規定
がございませう。
○加瀬完君 したがって、他の法律で
授權をされている項についても、指揮
や監督にならざるやうな配慮が当然あ
るべきだと読み取つてはいけませ
んか。
○法制局長(今枝常男君) 他の法律に
おきまして、特に指揮監督権がある
というものを規定いたしております場
合には、これはその特則として、それ自

身に関する限りは普通の場合と同じよ
うに指揮監督権があるというように、
法的には解せざるを得ないかと存じま
す。
○加瀬完君 いや、指揮監督権がある
ものを私は問題にいたしておるわけ
ではありません。一応、文部省の行政範
囲として、権限として行ない得るもの
であつても、それはあくまでも指導、助
言、援助の域にとどまるべきである。
指揮監督という傾向を出すことは好ま
しいことではない、また、そういう態
度であつてはならないと読み取つては
いけませんか。
○法制局長(今枝常男君) 特に規定の
上に指揮監督とありませう場合には、
それは仰せのとおりと存じます。
○加瀬完君 もっとはつきり申し上げ
るならば、旧文部官僚が持つていたよ
うな権限を回復しようというやうなこ
とは、文部省設置法の精神にははづ
れと解釈してはいけなからうか。
○法制局長(今枝常男君) ちょっと、
旧文部官僚が持つておつたやうなこ
うお尋ねに対して、そのまゝお答えす
ることが適当かどうか、ちょっと迷
うのでございませう。
○加瀬完君 それはあとで質問を申し
上げるつもりでございませうが、第二
国会で教育委員会法が提案をされた
ときの質疑に、時の森戸文部大臣が
お答えになりまして、不当なる支配
だということに対して、不当なる支配
というものは、直接的に言へば文部官
僚による教育の統制だ、こういうもの
をなくすることが不当なる支配の排除
だということをお答えされておるわけ
です。そういう意味の何か教育の権限
をもう一回文部省に集約しようとする

る、中央集権化しようとするやうな考
え方というものは、文部省設置法の精
神とははづれるのじやないかと、こ
ういふ意味です。
○法制局長(今枝常男君) 私の立場
上、法制的な見地からお答えいたしま
すが、そういうことが出来るやうな
規定のないものにおいて、したがいま
して、現在の一般的な制度のもとにお
きまして、そのような方法の行政が行
なわれれば、それは制度の趣旨に
反するということになるかと存じま
す。
○加瀬完君 研修の内容でございま
すが、勤務能率の発揮及び増進を目的
として職員に対して行なわれる教育訓
練で、職員の職務上必要な知識、技能、
教養の修得を内容とするものと、こ
う考へてよろしうございませうか。
○法制局長(今枝常男君) そのように
考へてよろしうかと存じます。
○加瀬完君 文部省が原則として指
導、助言、援助をなし得る対象は、先
ほど若干御説明がございましたけれど
も、もう一度はつきり伺ひますが、何
でございませうか。
○法制局長(今枝常男君) 地方教育行
政の組織及び運営に関する法律の四十
八条におきまして、都道府県または市
町村が対象でございませう。
○加瀬完君 教職員個々に対し強制的
に指導をなす権限は文部省にはない
と解してよろしうございませうか。
○法制局長(今枝常男君) 強制的にす
る権限はないということになると存
じます。
○加瀬完君 文部省がかりに教職員に
対して研修をなし得るとすれば、それ
は都道府県または市町村に対する援助

の一態様として許容されると解釈して
よろしうございませうか。
○法制局長(今枝常男君) そのように
理解いたしております。
○加瀬完君 法律用語上の指導、助言、
援助は、あくまでも側面からなされる
性質のものであつて、直接個々人を対
象にある方向づけをする等の直接的な
ものではないと解してよろしうござ
いませうか。
○法制局長(今枝常男君) すべて直接
的であり得ないということになるかど
うかにつきましては問題があると存
じますが、側面的であることを原則とし
て考へておるかと思ひます。ただ、そ
の方法の一態様として、時に直接やる
ことが援助になるということもあり得
るやうに感じております。
○加瀬完君 原則としては補充的なも
の、側面的なものと考えてよろしう
ございませうか。
○法制局長(今枝常男君) そのやうな
ことだと存じます。
○加瀬完君 この国立教育会館法によ
ると、教育会館に研修権が与えられる
ことになるのでございませうが、こ
ういった正面切つての研修権というも
のは文部省にすら与えられておらない
と思ひます。ございませうが、教育会館法
は、文部省にも与えられておらなかつ
た研修権が新しく与えられると解釈し
てよろしうございませうか。
○法制局長(今枝常男君) 先ほど来お
話に出ておりますやうに申しませ
う、こちらでまたお答えいたしました中
に入つておりますやうに、援助のある方
法として文部省のやり得る限りに
おいては文部省にございませうが、主体的な
ものとして文部省は権限を持つていない

ということはお話しのようなことになるかと思ひます。

○加瀬完君 文部省に伺いますが、法人にこの教育会館法によるような研修権が与えられている前例がございませうか。

○政府委員(福田繁君) その前に、文部省に研修をする権限がないというような意味のお尋ねでございましたが、私どもの解釈といたしましては、文部省設置法に根拠を置きまして、第八条にもございまして、教職員その他の関係者に対して専門的な技術的な指導と助言を与えることというのが初等中等教育局の事務の中にございまして、それにはどういふ方法で与えるかと申しますと、初等中等教育に關係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること、こういうようにございまして、そういう仕事というものは文部省の権限として明確に定められておるのでございまして、同時に、また先ほど法制局長の御答弁のありましたように、この教育会館というものが特殊法人として研修の主体となり得るという法律上の根拠を置きますことは、これはこの法律によつてそういう規定を置けば私どもは差しつかえないと考えておりますが、研修権という表現をお使いになりましたが、これは研修権というようないふことが適当でありますかどうかかわかりませんが、私どもとしましては、この国立教育会館法という教職員に対する研修という事業を行ないますのは、あくまでこれは一般の教職員の資質の向上をはかるためのいわばサービシ的な仕事であるかと考えております。したがつて、研修権というようないふことが適当であるかどうかということ

表現が適当であるかどうかということ、私は私ども疑問を持つておるわけでございまして。他の法人についてこういう規定があるかどうか、これは私も詳しくは存じておりませんが、他の法人をつくる場合にこういう研修の規定を置きますまでも、それは法律上差しつかえないものであらうというように解釈をいたしております。

○加瀬完君 地方公務員法によれば、研修する権限というのは任命権者だけに与えられているわけですよ。いま局長の御説明になりました点は、これは文部省が他の法律から授權をされておる範囲においてそれらが生ずるわけですよ。しかし、その説明をおつしやるなら、私はあとで申し上げようと思つたが、異論がある。なぜならば、第八条の十三号の口をいま御説明なさつたわけでございますが、そこで研究会とか、講習会の主催ができると考えているようにございまして、第五条に文部省の権限がはっきりと定められておるわけでありまして、その二十二号には、研修については講習会をやつたり研究会をやつたりしていいとは書いてない。第五条第二十二号には「教育職員

の研修について連絡し、及び援助すること」と書いてある。何もこれを議論するわけではございませぬが、初中局の仕事も体育局の仕事も文部省の権限をはずれることはできない。そうすれば、大きくしぼつてゐるのは研修、文部省の行政権限としての研修ということについては、連絡し援助することなどは問題にいたしておりますのは、文部省自体で行なつていい権限が与えられておりますから、そのワケでのみこの

私ちよつと資料を見ておりましたが、この国立教育会館法だけでなく、他の特殊法人につきましても、研修なり、その他それに類似の業務を規定しているものがあるようにございまして。これを一、二申し上げますと、たとえば日本原子力研究所でございまして、この業務の範囲の中には「原子力に關する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと」といふような、一つの研修でございまして、そういう事業が加わつております。それからまた雇用促進事業団という特殊法人がございまして、その業務の範囲の中に「再就職しようとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと」といふような例がございまして、これはまさにそういう適例だと思ひます。まだあるかも知れませんが、申し上げておきたいと思ひます。

それからお尋ねのございました国立競技場の場合でございまして、国立競技場の場合、その所有いたしてあります体育施設あるいは付属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行なうこと、こういう規定がございまして、この規定に従ひまして国立競技場という特殊法人自身が実技の講習会を主催したり、あるいは他と共催いたしたり、そういうことをやる根拠はここにあらうございまして、そういう仕事を若干やつております。

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

○加瀬完君 文部省に伺いますが、この教育会館法の内容というものは、国立競技場法に準じているのだということとを間接的に伺つておりますが、国立競技場法で一体こういう研修権限といふものがございませうか。

○政府委員(福田繁君) 先ほどお尋ねいただきましたことにつきましては、

といふことで、内容といひましては、どういふ点を研修させようとしておるので、か。ただいま御説明になりました視聴覚教育の講習あるいは語学講座、これだけでは資質の向上といふことにはちょっとびたりとこない、教養講座もございませうけれども、結局どういふ点を高めようとなるのですか。

○政府委員(福田繁君) 語学の研修は、これはもちろん教職員にとりましても語学は非常に大事でございませうので、一般に語学研修などが行なわれておりますが、私どもとしては、それ以上で充実したものをやっていたいという考え方でございます。それから視聴覚関係でございませうが、この会館にはいろいろと視聴覚関係の設備はかななり充実した設備を設けることになっておりますけれども、そういう点から一般の学校ではできないような視聴覚設備をしまして、実際学校教育の場合における指導、あるいは具体的な先生方の研究、そういうものにこそを使っていきたい、こういう意味の研修でございませう。それからまた教養講座は、これはいろいろあると思います、いわば講演会式のものでございませう、一般の教職員に対してでも文化講演式の講演会などによって教養を高めていく、そういうのを一応ねらっているわけでございます。

○加瀬完君 そうすると、資質の向上といつても、これは文部省設置法の中にある、初中教育のあらゆる面について技術的、専門的な点について指導、助言をするという程度ですか。

○政府委員(福田繁君) もちろん資質の向上ということには、一般的な一般教養というものも大事でございませう。

それからまた、専門的な教養、教師が教壇に立つて生徒を指導する場合に、理科教育なら理科のいろいろな指導技術、あるいは視聴覚関係の指導の場合におきましては、視聴覚教育についての具体的な専門的な技術というものが、必要でございませう。そういうものを両方含むと考へておるわけでございます。

○加瀬完君 衆議院での鈴木一君の質問に対して、教師としての使命感に燃える人がほしい、国の示した基準というものを生かしてやっていくようにさせたい、こういうことを福田局長は力説しておるわけですね。そうすると、資質の向上という中には、いま言ったような、教師の使命感に燃えるような性格をつくるということが当然含まれてこないか、おかしいと思ふ。それは教養講座でおやりになるんですか。

○政府委員(福田繁君) 衆議院でそういうことを使ったかどうか、ちょっと記憶ございませうが、あるいはそういうことを使っておるといたしますれば、もちろん教師としては子供を指導するわけでございますから、したがって、教師が子供に対して、教師自身の使命というものを十分自覚して、十分指導の手が届くというような考え方に立ちまして自分自身も研修を続けていくということ、これは当然必要でございませう。そういう意味から、もちろん専門的な技術、専門的な事項についての研修というものは必要でございませうが、教師みずからの人格識見を高める意味の一般的な教養というものは高める必要があらうと思ひます。そういう意味で私は申し上げたつもりでございます。

いませう、もちろん、ただ講演会を聞いただけで直ちにそうなるとは思ひませんが、絶えずそういう研修につめていくべきものであるという趣旨で申し上げたと思ひます。

○加瀬完君 きょうは予算の点だけにどうもたいと思ひますが、役職員の給与が三千四百三十八万七千円、備品消耗品等のいわゆる管理運営費として二千九百八十五万五千円、それに對しまして、いろいろお述べになつておられますけれども、講師に対する謝礼の諸謝金は百十四万円。この法律の御提案の御説明の中で拝見をいたします教育会館の任務というものは、少なくとも教職員の資質の向上のための諸活動をすることということでございませうけれども、その中心は百十四万円、役職員の手当は三千四百三十八万八千円、こういう予算の配分で、いろいろおっしゃっているようなことがございませうですか、百十四万円。職員の資質を高めるお返しになるような御説明もありませうけれども、どうおやりになりますか、手品みたいなことでございませうけれども、ひとつ御説明をいただきたい。この予算の配分で、私にはほんとうに一休資質の向上をさせるようなことを教育会館でやれる予算なのかどうか、疑問なんです。

○政府委員(福田繁君) 教育会館がみずから行ないます研修事業に費す経費としては十分ではないと私も考えております。しかしながら、これは初年度でございまして、総体の予算が六千七百十四万円というふうな見積もりをいたしましたのでございませうが、まあ当初のことでございますから、もちろん会館等の利用によって収入がある

わけでございます。しかし、それも教育界を対象にいたして利用してもらつてございませうから、あまり多く収入を見込むわけにはまいらぬ。また初年度でございませうから、これらについての利用のしかたというものは十分控へておいておいて見積りませうと、見積もりが大きいはずれましても、会館の運営としては不健全になりませう。そういう意味で収入のほうをかなりかたく見積もつたわけでございます。また、一般の施設などの利用の場合などよりも、かなり安く、たとえば厚生年金会館などがかなり安いと言われておりますけれども、これよりもさらに四割程度割り引いた値段で利用料金を一応きめようというふうな考え方をございませう。そういう意味から、初年度の六千七百十四万円の中で、施設運営から上がりますところの収入は三千七百十四万円でございます。それと人件費等に対しまして国庫補助三千万円というものは、これは予算でございませうと、それとにらみ合わせまして事業というものを考えますと、初年度はこの程度しか残念ながらできないというものが実情でございまして、これはまあ将来は会館自身としてはいろいろ収入の面につきましてもよくふうを加えて、もつとできるだけ充実した事業をやつていきたいということにならうと思ひますけれども、現状においては、これは初年度としていたしかたなかつたものだ、こう考へておるわけでございます。

○加瀬完君 この国立教育会館法案の二十条の二号ですか、「前号に掲げる者のための研究集会及び講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務」ということが書かれておりますね。こういう、先ほど法制局のほうからお答えがございましたけれども、いままでには例のないような特殊法人に権限を与えて、いま指摘したような研修権限を与えておいて、研究を遂行する予算の措置というものが何にも講じられておらない。何にもというものが誤まりだということならば、百十四万だけ。一人平均としてこれは幾らになりますか。義務制だけに限つても、教職員一人平均にして百十四万というのを掲げたつて、内容はいろいろないですか。そういうことを私どもはもう少し問題にしたいと思ふ。これはだんだん予算はあとでふくらみますか。予算に限つてお答えいただきます。予算はあとで幾らでもふくらみますことができるということですか。

○政府委員(福田繁君) これは二十条の業務の中で、みずから研究集会等を主催しますことだけでなく、もちろん御承知のように地方が主体でございまして、その会館の施設を利用して文部省がやる場合にもお借りするし、あるいは教育委員会などがやる場合にも、団体がやる場合にも貸すというのが第一号の事業でございまして、主体でございませう。しかし第二号のほうの事業につきましては、先ほど御指摘されましたように、少ないじゃないかということでございますが、これは会館がございまして、いろいろ会館の役職員によつて十分のくふうと研究をしていただいて収入を相当あげていただくようなことにならうと、この百十四万円の事業運営費というものはもつとふえ

るというふうに考へております。それはやはり会館自体の創意とくふうをお願いするわけでございます。

○加瀬完君 いまの御説明では、第一号が主体のようなおっしゃる方をいたしておられますけれども、衆議院では、教育会館の主たる目的は何かという質問に対して、学校教育関係者の資質の向上ということ、何をいっても第一義的にやらなければならぬ重要なことで、この点で運営していくんだとお答えになつておられる。しかし、これをやりますと長くなりますから、きょうはこの辺で……。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

午前中の会議は、これをもって終了し、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を開会いたします。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案を議題といたします。

この法案については、提案理由の説明は聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○久保勲君 ただいま上程されております盲聾養護学校の幼稚部高等部の職員あるいは校舎、教材に対する国庫補助二分の一の出資の法案につきまして二、三お尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、盲聾、養護の特殊学校の設置の状況について、特に就学状況等を中心として御提案者のほうから御説明をいただきたいと思います。

部、高等部設置の状況は、幼稚部を置いておりますものが、盲学校におきましては七十五校のうち二校、聾学校は百三校のうち五十七校、養護は九十五

は、盲学校が六十四校、聾学校が七十八校、養護学校は六校置かれているわけであります。就学の状況でございませうけれども、大体、心身障害児童生徒

定しておりますところの生徒数というのは、これは学齡児童生徒であります
が、一万二千八百七十人、そのうち五
千四百七十二人が就学をいたしております

うになっているわけでありませう。驛は二万三千九百一人が推定児童数でございませう。そのうち一万五千六百八十六

百三十七、したがって、就学率は五・

が六万二千五百十人、これが特殊学級に二千九百二十八人、養護学校に三千四百七十六人でありますから、一〇%

弱、虚弱の者が二十八万八千二百一人のうち、特殊学級が四千八百四十五人、養護学校が千四百二十八人でございまして、二・三七％が就学率でござ

心身障害の児童生徒というのは、他の一般の児童生徒に比べて、きわめて低いということが言われるわけであります。なお、幼稚部の就学の率で

確かに——この資料をあさってみましても、数がつかめません。推定されますものは、盲が、対象となっているものの推定を千七十五人といたしまして、

人でございますから一・三％くらいな就学率であります。聾は千九百九十七人のうち七百七十九人、幼稚園に進学をいたしておりますから三八・六％。精

部に在学する者が二十三人でござい
すから○・○四％、なお、これを推定
いたしますにつきましては、大体対象
になっている者は全部五歳児について

実際の数と合わないところもあるかと思われ、でございます。高等部に進学しております者、これは中学部を出たものから、どのくらい進学している

ており、髻のほうは七五%、養護は
ずつと少なくなりまして、二ないし三
%程度ではないかと推定されるわけで

高筆部というのは、特務学校の一貫した教育によって効果をあげると言う立場からいえば、大いにこれから努力をしなければならぬように考えるわけ

○久保勘一君　ただいま特殊学校の特
に就学状況につきまして詳しい御説
明をいただいたわけですが、
承りましても理解できますように、非

ますか、従来、政府なり、あるいは地方公共団体の御努力にもかかわらず、あまり就学の率が伸びていないように感ずるわけであります。そこで、これ

とでございしますが、特に提案者とされ
て就学が伸びない理由と申しますか、
そういうものについてお考えがござい
ましたら承りたいと思います。

由は、私は心身の障害のある者が何と
いますか、一般の子供に比べて差別
をされているといいますか、教育のし
がいが無いという、こういう誤った考

のであります。そういうところに一つは私は問題点があると思います。しかし最近、国におきましても、あるいは地方公共団体におきましても、あるい

たちにおきまして、何とかして社会人として、一般の子供には持っていないところの幾多の障害を持っているわけ

ところまではいかなかった。社会生活の中に加わっていくようにしてやらなければならぬというような、こういう傾向が出てまいりましたので、まあ

だと思ふわけでありませう。しかし、そう今後その面に努力をしなければならぬようなことを第一の原因から考へるわけでありませう。第二の原因は、

ことだと思っています。金のかかる点から、なかなか地方公共団体におきまして、あるいは国におきまして、この教育の拡充発展ということを願う

わなない、こういうところにあると思いますし、もう一つは、そういう子供を持っておる親の経済的な事情というものがあると思います。私も自

殊な学校があるものでありますから、
 ここ四、五年の間、そういう子供と朝
 くるときに一緒にいる、親たちと一緒に
 なるわけでありますが、一人の子供

いまの状況では親たちがほとんどつきっきりの状態なんです。これでは、私は家庭の経済的な負担、時間的な負担というふうなものはない、むしろ

思ふのておれず。ておれずすなは
そういうような原因が幾つもからまつ
て、どうしても、何といひますか、教
育から見落とされるというような、こ

と、このように考えておるわけであり
ます。

○久保勘一君 この際、いまの点につ
きまして文部省側にお尋ねをいたしま

ありましたように、特殊教育の就学状況をよくしていくにはいろいろな方途が講じられておるようでございます。

この問題についてどのようなお考えになつておられるのか、非常に質問がばくとしておりますが、具体的に申し上げますと、三十九年度予算にどのように措置

どういふふうにやっていこうと、どこに一体重点を置こうとしておられるのかという点について御意見を承りたいと思います。

質問の点につきまして、まず第一は、幼稚園部の設置を促進してまいりまして、先ほどお話のございますように、該当幼児をできるだけ収容してまいり

まいった点でございます。特に幼稚園の設置につきましては、聾児あるいは強度の難聴児、この子供たちは早期から言語指導をいたさなければなりません。

部の設置を促進したい、こういう考えから三十九年度から幼稚部の設置促進の意味をもちまして、国が補助金を計上してまいって今日に及んでおるわけ

養護学校関係につきましては、対象となる子供が幼児の段階ではなかなか学校教育になじまない面もございます。その世話等についてもいろいろ上

す。なかなかこれはむずかしい問題を持っておるわけでございまして、幼稚園への就学を伸ばしてまいりたいとは

体的取組の扱いについてはなお検討をしながらいろいろな措置すべき点があるうかと思ひまして検討しておる次第でございます。

すが、これにつきましては、御承知のように、高等部におきましては職業教育が中心になるわけでございますから、職業教育を中心にして高等部を充

等部へ就学する生徒の就学、進学率を増加していきたいという考え方から職業教育の充実をいたしてまいっているわけでございます。特に盲聾学校に

つては、三十六年度から新職業を開拓するための補助金を計上いたしまして、盲聾学校それぞれ新しい分野に職業を開拓すべく、その実験的な研究を行なつて現在に至つておるわけでございます。なお、本年度からは養護学校に對しましても、この新職業開拓のための補助金を計上することにいたしました。幼稚部、高等部の就学の奨励につきましても、特に就学奨励費においてもこの措置を講ずる必要がございます。先ほど小林先生からお話ございましたように、父兄の負担ということも非常に大きいわけでございますから、この点につきましても、就学奨励費におきまして三十八年度より幼稚部をこの対象といたしてまいつたわけでございます。本年度、三十九年度におきましては、新たに高等部専攻科を対象として、これに對しましては教科書費を支給するというにいたしておるわけでございます。そのような措置をもつて幼稚部及び高等部の教育振興に資しておる次第でございます。

○久保勘一君 この特殊学校に入学すべき該当者、これのつかみ方と申しますか、これは非常に實際問題としてはかなり問題があるようにございますので、この点について文部省に意見を承りたいと思つたのですが、どういふ方法によつて現在これがつかまれておるのか、その点をひとつ御説明いたしたいと思ひます。

○説明員(林部二君) 昭和二十七年から三年計画をもちまして、實際の特殊教育の対象となる子供たちの実態調査をいたしました。これは全国的な規模においてでございますので、サンプルをもちまして数地区、その調査

の地区を設定いたしましたので、そこにおいて学齢児童生徒に對しまして、その中で盲聾養護学校教育の対象となる特殊教育児の状態を調査したわけでございます。その結果、特殊教育の対象となる児童生徒の生まれてくる率、出現率と申しておりますが、出現率を大体その結果におきまして想定をいたしましたので、それで現在就学率その他を測定しておる次第でございます。ただ、この特殊教育の対象となる児童生徒は、身体的あるいは精神的な障害欠陥といふものを、正確に医学的にあるいは心理学的にこれを測定をしなければならぬが、しかし、現在におきましては、それらの測定について、医学の面でも、心理学、教育学の面でもまだまだ研究不足の点もございまして、確實にこれをつかむということにつきましては、私もまだ自信を持ちかねておる次第でございます。これにつきましても、それぞれの大学その他の研究機関におきまして、そういう面を研究していただくとともに、私もそのほうも、それらについて十分検討いたしまして、いずれはもっと医学的にも心理学的にも信頼のおけるそういった調査をしていく必要がある。その上でさらにこの出現率を検討いたしまして、今後の特殊教育のいろいろな施策を立てる必要があるのではないかと、いふふうに私は考えておる次第でございます。

○久保勘一君 ただいま御説明をいただきましたとおり、対象の該当者の児童についての把握が、非常に常識的と言ひますか、科学的でないという点には私も同感でございます。そこで、この際一歩進めて文部省にお尋ねしますが、その結果、現在普通の義務教育の

小学校に、かなりの特殊学校に入らなければ教育を受けられないような弱視難聴、その他身心の障害のある子供がかなりの数私には入つてゐると思つたので、これは實際の小中学校の実態を見てもそうであり、また特殊学校の先生方の意見を聞いても、さうな点がうかがえるのであります。そこで、ほんとうに特殊教育の就学率を高めて、徹底的にやろうというからには、どうしてもその基本となる対象の児童を的確に、心理学からいつても、医学的にいつても科学的につかむということが私は大事じゃないか、さういふ気持のすることはわかりましたが、具体的にさういふ盲聾技術センターといふのか、盲聾センターといふのか、さういふものでも設けて、積極的にさういふものと取組んでみようといふような御意思はないのかどうか、文部省の意向を聞いてみたいと思ひます。

○説明員(林部二君) 特殊教育を直接に担当いたしております特殊教育課といたしましては、さういふ方向でぜひとも研究態勢を整え、その結果によりまして、いろいろの出現率の問題のみならず、その他の特殊教育の教育内容、方法等について検討を實際に進めなければならぬといふ気持を持っておる次第でございます。

○久保勘一君 気持を持ってゐることは承りましたが、どうかひとつ、これは要望でございますが、ぜひひとつ総合的な、さういふもののできるよう御努力をお願いしたいと御要望申し上げておきます。

次に、提案者にお尋ねいたしますが、今度の御提案は特殊学校の特に幼稚部、高等部の教育に地方の公共団体が

直接たいへんな負担をしてゐる、そのために幼稚部、高等部の教育の振興が多少はばまれてゐる、そこで政府として、国として二分の一の助成をして、その振興をはかるべきである、さういふ御趣旨でございますので、お尋ねをするわけでございますが、地方公共団体に對して、国はこの特殊教育について交付税の中でどのように裏づけをしてゐるのか、具体的にさういふいたします。特殊教育に果が支出をしております経費の一体何％ぐらいが自分の持ち出しになつてゐるのか、何％ぐらいが国から見られてゐるものであるか、もし御調査がありましたら御説明いたしたいと思ひます。

○小林武君 御承知のように、一校あたりにつきまして、基準財政需要額として非義務のものは、この一校あたりといふものは七百四十五人と考えまして、その七百四十五人の一校の中にこれは盲の場合でございますが、盲の場合は小学校部が百二十人、中学部が六十人、それから高等部が七十五人、計約二百五十五人、聾が幼稚部十人、小学部三百、中学部百二十人、高等部六十人、計四百九十人で、七百四十五人に合計するわけでありまして、その七百四十五人の中に非義務の者が幼稚部と高等部を合わせますと百四十五人、これについて基準財政需要額として、二千三百四十万二千七百九十八円が基準財政需要額で、そのうち特定財源が二百十八万六千円、で、一般財源として二千二百二十一万六千七百九十八円といふことになりまふといふと、これが百四十五人といふことになるわけであります。この一校当たり、あるいは一人

当たりの額が算定されて各果が持つてゐる数に配分されるわけでありまして、各果にわたつての資料といふものはわからないわけでありまして。

○久保勘一君 ただいまの点について、文部省に何か資料がありましたら御説明いたしたいと思ひますが、私がお尋ねいたしておりますことは、さういふことです。特殊教育学校を経営していくのに、果が自主的に持ち出してゐるものが何％、国で見ているものが何％、さういふことが知りたいわけでありまして。

○説明員(岩間英太郎君) ただいま小林先生からお話ございましたような計数の基礎で基準財政需要額をばいてゐるわけでございますが、それと比較いたしますと、まあその果がどれだけの費用がかかるかといふ点でございますけれども、最近、養護学校等につきまして建設費がかなり多く要つておりますので、それと比較いたしますと、ただいまのところ果が出しております費用のほう基準財政需要額を上回つてゐるような状況でございます。具体的な数字をただいま持ち合わせておりませんが、はつきり御説明申し上げられませんが、ただいまのところは果の持ち出しのほうが多いんじゃないかといふふうに考へております。しかしながら、たとえば教職員の数等におきまして、財政需要額に見積もつております数が、大体、非義務の關係は千六百六十一名程度、これは三十九年度の場合でございますけれども、さういふに見積もつております。それに対して、教職員数としましては千四百五十三名といふような一応推計をいたしております。さういふ点を見ますと、

直接たいへんな負担をしてゐる、そのために幼稚部、高等部の教育の振興が多少はばまれてゐる、そこで政府として、国として二分の一の助成をして、その振興をはかるべきである、さういふ御趣旨でございますので、お尋ねをするわけでございますが、地方公共団体に對して、国はこの特殊教育について交付税の中でどのように裏づけをしてゐるのか、具体的にさういふいたします。特殊教育に果が支出をしております経費の一体何％ぐらいが自分の持ち出しになつてゐるのか、何％ぐらいが国から見られてゐるものであるか、もし御調査がありましたら御説明いたしたいと思ひます。

○小林武君　どちらが得になるかということを計数的に私もちょっと申し上げられませんが、何といつて

すから、これは小林委員提案のような形のほうが財政的にはいいのだということをはっきりおっしゃっていただきたい

意見もあるかと思いますが、ともかく財政措置につきまして、各県平均千五百万程度ということでござい

うなことでなくて、いろいろな国の仕事、都道府県の仕事がございますけれども、そういう面につきまして、財源

殊免許状を持たない者で、免許状をとる意思があつて、しかも校長が認めれば、その者にも特殊免許状を持つてい

る者と同様に調整額の八割を支給しているという御説明ですが、実際にはどうなんですか、全部、特殊免許状のある、なしにかかわらず、全員特殊免許状をとる意思あるものとして八割支給しているというのが実態じゃないですか、そこはどうか。

○説明員(林部二君) 義務教育の小中学部につきましては、義務教育費国庫負担金でその半額を負担しているわけですが、この面から申しますれば、特殊教育免許状を持たない教員につきましても現在ほとんど全部八割を支給するというようになっておりますので、国のほうでもその二分の一を負担するわけでございます。

○久保勘一君 そこでお尋ねいたしますが、これは文部省でけっこうですが、特殊免許状を持っている者は、特殊学校の先生方の総員の中の何%、したがって、あの残りが持たない者ですが、その比率は一体どのくらいになっておりますか。

○説明員(林部二君) これは特殊免許状を持たない者でございますが、盲学校においては約三〇%、聾学校においては約四〇%、それから養護学校におきましては七〇%程度持たない教員がございまして、養護学校の関係は近年ほとんど設置、新設されておりますので、免許状をとらないで養護学校につとめるという関係がございまして。

○久保勘一君 文部省に尋ねますが、いまの問題では、持たない者がお説のとおりかなりおられるわけですね。三〇%、四〇%という数は三分の一ですから、かなりウェットは大きい数であるとは判断するわけですが、こういう人たちが実際特殊免許状をとる御努

力をなさっているのか、あるいは文部省としてはそういう指導というか、奨励というか、そういうものはないか、そういうものはどういうふうにかえておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○説明員(林部二君) 文部省としては、文部省主催の盲聾、養護学校関係の講習会、研修会の機会を逐次増加をまいりまして、この機会に文部省主催の講習会、これは県教委、地元の大学と共催で行なうわけでございますが、これをブロックで実施をいたしまして、その機会に単位をとっていただく、また一方、都道府県教育委員会にお願いをいたしまして、県下の盲聾、養護学校で特殊免許状を持たない者の講習会を必ず、できるだけ開いていただく、そういう機会を与えていただくというように県教委に対しては勧奨している次第でございます。

○久保勘一君 必ず、できるだけ講習会を開かせることにしているというお話ですが、実際問題としてあまり行なわれていないように私は聞くのですが、どうなんですか、実際問題として、いまお話を聞くとやっておられるようだし、そういう話ですが、実際はほとんど免許状取得のための先生方の研修の機会というものは与えていない、講習会を開いても一県に一枚か二枚でしよう。それも遠い所からくるわけだから、なかなか旅費その他も十分でないというふうなことで、結局何も講じられていない、放任されているというのが実態じゃないですか、率直にいつてどうなんですか。

○説明員(林部二君) 従来は、確かにそういう面もございました。したがって、いまして、各県におかれて、そういった特殊教育諸学校の教員免許状取得の機会を今後ひとつでできるだけ与えていただくというところで、各県にお願いをしている次第でございます。

○久保勘一君 次に、提案者に御意見を承りたいと思いますが、御了承のとおり、調整額の八割についてでございますが、実際に盲聾学校、養護学校の実際の勤務というものは、申し上げるまでもなく、非常に困難な、しかも精神的にもかなり重い仕事であると私は理解をするわけであります。そういう実態からなると、私は八割の調整額というものは今日非常に低いんじゃないか、こういうことを考えるのですが、提案者はどういうふうにお考えであるか、承りたい。

○小林武君 御意見のとおりであります。○久保勘一君 そこで、文部省にお尋ねいたしますが、文部省はこの八割についてどう考えておりますか。従来これを上げる努力でもしてみましたが、率直に承りたいと思います。

○説明員(岩間英太郎君) 特殊教育の教員につきましては、だいたい前には二号俸の調整号俸をつけるというふうなことを措置してまいったわけでございまして、最近では八割というところでございしますが、ただいま御指摘のございまして、免状との関係で八割、四割というふうなこともございまして、私どものほうは八割全員に支給できるようにということで、従来努力してまいったような次第でございます。ただいままで、これを引き上げてほしいというふうな要望は、特に強く耳に

しているわけではございませんけれども、ただいま御指摘のございましたように、たいへん困難な職務に従事している職員でございますから、機会があることにその増額につとめたいというふうに考えております。

○久保勘一君 これはひとつぜひ努力をしていただきたいと思っております。少なくとも今日のいろいろな他の部面の勤務状態、あるいは調整額等と比較してみても、少なくとも一〇%程度には増額すべきではないか、これは私どもかねてからそう思っておりますが、ぜひこれは御努力をいただきたいと思っております。

○豊瀬慎一君 ちょっと関連して。この前、本委員会で審議しました際に、福田局長は、この調整手当については従来も増額に努力してまいって、おるし、なお、今後もやりたい、こういうことに重点をおいて、この調整額と産振手当の併給ということよりも、まず、調整額のほうの増額に努力したいということでしたが、三十九年度予算編成の際に、文部省として何%を至当とみてこの調整額の増額に努力されたか。

○説明員(岩間英太郎君) ただいま久保先生の御質問に対してお答えいたしましたように、四割を八割にするということを主体にいたしまして三十九年度は要求をいたしました。しかしながら、年度はちょっと忘れましたが、従前から一二%というふうな要求もしたこともありますが、記憶をいたしてあります。ただいま御指摘もございましたので、局長とも十分相談いたしまして今後努力したいと思っております。

○久保勘一君 次に、提案者にお尋ねいたしますが、建物の助成に関連してございしますが、現在、幼稚部、高等部からどれくらい校舎その他を建てたいという要請と言いますか、要求があるのか、その点がおわかりでございましたら御説明いただきたいと思っております。

○小林武君 これは現在の建築にあつての不足坪数でございますが、三万四千九百坪、小中学校合わせてある、このようにつかんでおります。○久保勘一君 その中で幼稚部、高等部に該当すると言いますか、その分がどれくらいあるのか、おわかりでしたら御説明いただきたい。

○小林武君 幼稚部、高等部の不足坪数というのは一万一千六百三十三坪、このように考えております。○久保勘一君 文部省にお尋ねいたしますが、いまの点について文部省としてはどういうふうな調査されておりますか。要するに、幼稚部、高等部の不足坪数です、それについて御説明をお願いいたします。

○説明員(岩田俊一君) お答えいたします。盲学校の不足坪数でございますが、これは現有の学校を基礎といたしまして私どものほうで計算いたしておりますのは、校舎、寄宿舎、屋内運動場合わせまして盲学校のほうが約一万坪の不足になっております。聾学校でございしますが、聾学校の高等部は七千九百坪の不足になっております。養護学校が高等部五百二十坪の不足になっております。幼稚部につきましては、盲学校につきましては不足が出ておりません。養護学校につきましても不足が出ておりません。聾学校につきま

して百坪の不足が出ております。こういうことでございます。これは文部省の特殊教育諸学校施設基準に照らしたところの不足坪数でございます。

○久保勘一君　そこで文部省にお尋ねいたしますが、幼稚部、高等部のそういう校舎、屋体等の建築については、現在どういう方法でどういう負担で行なわれているのか、御説明をいただきたい。というのは、文部省としては、このことについては何ら予算的に措置がないのかどうかということも加えて御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(岩田俊一君)　盲聾、養護学校の幼稚部のほうでございしますが、これは幼稚園につきまして現在一般的に予算補助という制度がございまして、約三分の一の補助を行なっておりますのでございます。しかしながら、この幼稚部についての補助の申請というものが現在までに出ていないという実情でございます。それから小中学校につきまして、これは義務教育といたしまして二分の一の校舎建築についての補助が行なわれておる。それから高等部につきましては、そのうち盲聾分につきましては二分の一の国庫補助が行なわれておりますが、養護学校につきましては現在補助は行なわれておりません。そういう状況でございます。

○久保勘一君　そこで提案者にお尋ねいたすわけですが、ただいま御説明をいただきましたように、幼稚部については現在も予算的に三分の一の助成の道がある。盲聾については、高等部でございしますが、高等部の盲聾については二分の一の助成の道がある。にもかかわらず、地方公共団体からは補助の申請がない、こういう御説明なんです

が、その点については提案者はどういうふうに御調査なさっておられるのか、どういうふうな考えられておるのか、承っております。

○小林武君　やはりその点は私どものほうから提案いたしておりますような高等部、幼稚部両方に対して半額負担をするのだということがはつきり打ち出されれば、結局このことは解決できますけれども、従来のような方法だということもなかなか手をつけかねる、というのは、先ほど申し上げましたように、この教育は非常に金がかかるということから、やはりその負担の問題で、何と言いますか、おつくりになるというふうなことになるのではないかと思います。それについて、やはりもう一つの角度から、この教育の問題を進展させるためには、どうしてもやはり幼稚部、高等部というふうなものを義務制と離れた別個のものとして考えた場合において、いまのような文部省の御説明がありまして、なかなかやはり進展しないというのが実情だと思っております。そういう点、ただちに全部を、この場合幼稚部、高等部を含めてほとんど特殊教育は義務制にする、こういうこともなかなか不可能な問題でありましょうから、まず提案のような趣旨で進めていただければ、おのずから何と言いますか、義務づけられるというふうな形がその中に出てくるのではないかと、このように判断しているわけであります。

○久保勘一君　文部省側にお尋ねをいたしますが、現在の幼稚部が三分の一、盲聾は二分の一の予算的には助成の道を講じておる。予算化されておる。ただ、法律がそういうふうになっ

ていないというだけであって、予算的にはそういう措置が講ぜられる。しかも、現在不足坪数は一万数千坪なんです。どうしてそういう申請がないのか。それについてどういうふうに文部省は対処されておるのか。予算は持つておるのに申請がないからそのままPRもしないでおるものか、どういうふうにしてその点はお考えなのですか。

○説明員(岩田俊一君)　これは考えてみまするに、おそらくこういう特殊学校というのは、小中高等部が一体的に運営されているという実態がありま

すので、そういう関係で幼稚部の就学率とにらみ合わせまして、比較的に坪数が小さいわけでございますので、おそらく小中高の全体の校舎なり施設の範囲内において運営が行なわれておる。そのため特に幼稚部に限ってこれを補助の対象とするという申請をすることがないものと、さように考えております。

○久保勘一君　次に、提案者にお尋ねいたしますが、教材費の二分の一の国庫負担に因連をしてお尋ねをいたすわけでございますが、現在、教材費については特殊学校についてどういうふうな措置が講ぜられておりますか。おわかりの程度でけっこうでありますから、御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(岩間英太郎君)　ただいま盲学校につきましては、児童生徒一人当たりの単価でございしますが、盲学校三千三百円、負担金にいたしまして約一千万円の負担金を計上いたしております。聾学校につきましては三千円でございます。約二千万の負担金を計上いたしております。養護学校につきましては、肢体不自由児、精神

薄弱児、病弱虚弱児、それぞれ使います教材の違いによりまして単価が違つてまいりますが、肢体不自由児の場合は千八百五十円、精神薄弱児の場合は千二百円、病弱の場合は千円というふうな単価でございまして、肢体不自由児には約五百万円、精神薄弱は二百三十万、病弱のほうは約百万円というふうなそれぞれ負担金を計上しているわけでございます。

○久保勘一君　大体、御提案の直接の問題については質問を終わるわけですが、いい機会でございますから二点だけ文部省側にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

小さい問題でございまして恐縮であります。教科書無償法に因連をしてお尋ねをしますが、承りますと、特殊学校の教科書の無償についてこういう話を聞くのですが、事実であるかどうかお答え願ひたいと思ひます。小学部の一年生が幼稚部を二年か二年やったために、小学部の一年生が一年生の教科書を使わずに小学部の二年、三年の教科書を使つておる、こういう実態があるようにございします。その場合に、教科書が無償で受けられない、一年生の生徒であるから一年生の教科書を買うのでなければ無償法の適用を受けない、二年、三年の教科書を使つたのでは対象にならない、こういう取り扱いを受けているというのを承るわけでありまして、これはあまりに法律解釈を窮屈にしているのではないかと申すので、私が、なおこれに関連しまして、私が聞いたところによると、複式の学校で四年、五年、六年と一学級だとして、ある年には五年の教科書を六年生も使う、翌年はまた六年生も五年の教科

書を使う、こういうふうに変わつていくわけですが、そういう場合もやはり五年生は五年の教科書、六年生は六年の教科書を買うのでなければ無償の取り扱いを受けられない、こういう話を聞くのですが、事実であるかどうか、お答え願ひたい。

○説明員(林部二君)　教科書の問題についてでございますが、特殊教育関係の教科書は、御承知のように、これは小、中、高等学校の教科書と同様でございしますが、文部大臣の検定済み教科書を使うか、あるいは文部大臣の著作権を有する著作教科書を使うか、さもないれば、この二つがない場合におきまして、有益適切な教科書を文部大臣が定めるところによつて使う、こういう三本のたてまえになっておるわけでありまして、ところで、盲聾用学校教科書につきましては検定済みの教科書は一本もございせん。したがって、適切な教科書を与えるという意味におきまして、文部省では従来から年次計画で著作教科書をつくつてまいつてきたわけでございます。したがって、いま、小中学校の検定済み教科書は百七条の有益適切な教科書とこの場合なるわけでございます。いま御指摘の小学校一年の場合に、幼稚部を経た子供たちが言語指導を受けてまいりますから相当言語の発育の程度がよろしい、そこで、小学校の検定済み教科書の二年、三年を使うという場合はこれに準じます。これにつきましては、次第に私のほうでも著作教科書をそれに適合したものにとつていくという努力を従来いたしてまいりまして、

現在、著作教科書を持っておりまゝのは国語と算数でございますが、国語につきましては、言語指導専門の著作教科書を二年がかりでつくつてまいりまして、本年度より子供たちに与えるということになっておるのでございます。この教科書ができましたら、言語指導のほうは文部省の著作教科書で、学年指定の教科書を使つても十分にいくのではないかと、こういうふうな考へております。しかし、その場合に、幼稚園を経た子供たちで特に学力が進んでおるといふ者に対しては、文部省の著作教科書のほかこれに検定済み教科書もあわせて与えるという形をとつております。したがつて、その学年、その学級の子供たちの状態に応じて、それに合った教科書を与えるというような仕組みをいたしておるわけでございます。なお、社会、算数につきましては著作教科書がございまして、これも逐次改定をいたしまして実情に合はせてまいりたいと思つております。そういう久保先生からのお話は、一部、東京、大阪等においては私も耳にしておるわけでございますが、全国的には幼稚園の設置もそう進んでおりませんし、全国的な問題として私はそういうことを聞いておりません。

○説明員(岩間英太郎君) 複式の場合の教科書の使用でございますが、久保先生が御指摘になりましたようなことが、私、記憶がはっきりいたしませんので、はっきり申し上げられませんが、あったというふうな考へております。その場合におきましても、たとえば一年生が二年生の教科書を使う、あるいは五年生が六年生の教科書を一緒

に使うという場合の措置をいたしまして、現在、貧困家庭の児童生徒につきましてはは学用品の支給ができるようになっております。そういうような学用品の購入というふうな形で、それをかう場合には国のほうで補助の対象にするというふうなことを考へておりまして、実際にそういう貧困家庭の児童生徒につきましても、支障がないようにいたしたいというふうな考へております。

○久保勲一君 あまり小さい問題で恐縮なんです、私はどうも理屈に合わないと思つたので、それは当該学年の当該教科書について云々という文言はあるようだけれども、当該学年に使う教科書はやはり無償でやるべきだといふふうに私は思つてます。これはひとつ御検討願ひたいと思つてます。なお、特殊学校の問題ですが、文部省の著作でない教科書云々というお話ですが、けれども、実際にそれしかないのですから、文部省の著作以外の教科書しかないのですから、それを使用する場合、やはり当然無償の措置を講ずべきである。これは部分的で大阪と東京だけではないかというお話ですが、けれども、無責任です、そういうお話をなさることは、かりに小範囲であるうとも、部分的であるうとも、やはり手の届いた措置をばくすべきである、こういうふうな思ひます。要望を申し上げておきます。

それからもう一点、盲学校の教科書についてこういう実情を聞くのですが、こういうことがあるかどうか。これはお尋ねをして御意見を承るわけですが、文部省で盲学校の点字の教科書をおつくりになっている。この印刷を三カ所に

分けて印刷をされる。その受け持つておる三カ所の印刷所はそれぞれ点字の表現法が違うのだそうですね。具体的に私はこまかく知らないのですが、端的に申し上げますと、名詞と助詞がくつついていてという表現の仕方と、これを離して表現する、たとえばそれが、そういう方法があつて、三つの会社にそれぞれ分けて注文されるために、同じ小学一年生なら一年生が幾つかの教科書をもちらうわけですね。その中には表現法がそれぞれ異なる教科書がある。そのために非常に実際の指導上困つてゐる。こういうことで、何とかこれは文部省で統一すべきである、こういう強い話を聞くのですが、そういうことをお聞きであるかどうか、またお聞きであればどういふふうにお考えになつてゐるのか。結論的に申し上げますと、文部省でこういう教科書をつくつて印刷してもらいたい。こういう端々な要望なんです。

○説明員(林部二君) 点字の教科書は御指摘のように現在三カ所でこれを印刷しております。その結果、御指摘のように表記法が違うことは私も存じております。できるだけこの表記法を合わせなければならぬということ、これは言うまでもございせんので、従来からいろいろと検討してまいりましたが、表記法の点は非常にむずかしい問題があるのです。ローマ字における表記法の問題が非常にむずかしい問題があつたと同じように、この点字におきましても表記法に各流各派がございまして、これをいまにわかに文部省の力において統一するということとは不可能であるというように現在はお観測しておる次第でございます。しか

しながら、それでは盲学校の子供たちが非常に迷惑するわけでございますので、できるだけそういった表記法の御研究家、あるいは実際の実践家の方々が大同団結をされて、これを一本にされるように望んでおる次第でございます。

○久保勲一君 それはその点よくわかるのですけれども、一般の問題は別にして、盲学校で使う教科書だけは統一すべきである。これは勇気を持つて私はやるべきだと思つておりますので、これは御要望を重ねて申し上げておきます。最後に一点だけ、たいへん時間が長くなり恐縮ですが、私は盲学校、聾学校を見まして率直に感じますことは、非常に古い状態のままだということですね、教授の内容にしても教具にしても。したがつて、率直に申し上げますと、私どもが期待しておるほど盲聾学校の教育の効果はあつていない、それが私は一つは就学の進展しない大きな隘路じゃないか、こういうふうに感ずるわけです。そこで、実際に盲聾学校に勤務されておる先生方のお話を聞きますと、非常に器具がほしいといふことです。盲学校でたとえて申しますと、子供の点字を何するタイプライターというのがございまして、子供が扱う、これが一個八千円する。それから点字を指で押さえて読む器具の点字板が一千円する、この二つがあると言学校の教授が十倍進むだろうと思つたのです、オーバーな表現かもしれせんけれども、ところが、実際は一つの学校で一人か二人しかそういう器具を持たない、二つ合せて九千円ですよ。全国の生徒に私は差し上げていたことではないのじゃないか、こ

う思うわけです。それから、さらに私は現場を見て感じましたことは、盲学校に行つてみたのでありますが、目のあいてない子供が食堂の隅に固まつて何か耳をつけて食事をしてゐる。何だろと思つて見ますと、小さなラジオですよ。小さな蚊の鳴くほどの声しか出ないラジオにしがみついて子供たちは食事をしておる。寄宿舎にテレビ、ラジオの施設があるかという、ないのです。私は今日、盲学校、聾学校の寄宿舎を見まして、少なくともテレビ、ラジオの一台くらい、あるいはそういう最低の学習に必要な点字板、タイプライターのございものは、これは現場の要望があるなにかかわらず、文部省がほんとうにこういうことをやるうとする気があるならでいいのではないかと、たいへんオーバーな表現ですが、でも、そういう感じを持つておるのですが、そこで要望申し上げておきますが、どうかひとつ盲聾の特殊学校については、教材、器具ですね、設備をもっと近代化する、そうして教育の効果を高める。たとえば補聴器、子供の耳に当てる補聴器にしまして、一人しか私の見た学校では耳にはめていない。先生に聞くと、二十万円あるとつぱなものがある教室に設備できる。それがあれば私もこんな大きな声を朝から晩まで張り上げぬでも、小さい声で話をすると、口の形から何まで全部一目でりよう然わかつて、非常に教育の効果があがるが、その二十万円がもらえないのだと、こういう話を聞くわけでありまして、どうにかひとつ、この法案が出ましたのを機会に積極的にこの問題について御努力いただきたい。御要望を申し上げて質問を終わります。

○委員長(中野文門君) 本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(中野文門君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査中、基地周辺の学校の防音に関する件を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。豊瀬君。

○豊瀬一君 まず、文部省の管理局長に尋ねますが、かつて本件を審議した際に、荒木文部大臣は、所管が当時の調達庁である、文部省としては学校防音に関してはあまり関心を持たない、こういうふまじい回答をいたしました。追及された結果、今後は教育に障害を与えておる問題を排除していくという意味から、所管外であるけれども努力をします、こういう回答をしまして、私としては文部省自体が防音についてどういう学校教育に障害を与えておるか、この調査を行なって、所管外であろうと、それぞれ行政担当の省庁に対して強く折衝していく態度をとるべきであると主張し、大臣も了承したのですが、三十九年度予算要求にあたって、文部省としては、全国百数十校にのぼる工事を必要とする諸学校の実態調査並びに防音工事の促進に対してどういう努力をしてきたか、説明をお願いします。

○政府委員(杉江清君) 基地周辺の騒音防止対策については、文部省としてもかねてから大きな関心を持ち、その研究を進めてまいっております。具体的には、文部省に騒音対策協議会というものをずっとつづいてまいりまして、ここで実際にそのような基地周辺

の学校を持つておられる地元教育長その他関係者と、それから学識経験者等集めまして、具体的に実際上、また科学的にこれを究明する作業をずっと続けてまいっております。そしてこの審議会の委員には、ことに学識経験者には、現地への視察をたびたびしていただいております。本年度もこの騒音対策協議会は実質上持つておりまして、その作業を続けておるわけであります。

○政府委員(杉江清君) これは実はその報告書の概要のものがいままとまっておりますので、すけれども、なお、いろいろな資料をそれに付加していただくようお願いして、まだ十分まとまっておりますと申し上げかねるわけであります。そしてまた、それも一説した程度でございますが、たとえば、従来の防音工事について具体的に、たとえば木造に対して防音工事した場合にどの程度の効果があるか。またそれがどの程度の効果が持続されるかというようなことを科学的に研究いたしました。結局、木造に対する防音工事につ

いては効果は少ない、今後は鉄筋化の方向へ進むべきだ、こういうふうな点について相当科学的な資料を添えて報告を出されることになっております。なおまた、この鉄筋の場合の防音工事には、現場での防音工事の効果は非常に減殺される。それも具体的に科学的に考察されておるわけであります。そしてその結論として、今後は不快指数等については相当ひどい状態にあるものについてはやはり冷房装置をやるべきだ、そうしないと夏季の授業においてこの防音工事の結果が著しく減殺されるというふうな点を指摘されております。その他、各般にわたって相当詳細な研究も出されております。

○豊瀬一君 三十八年度に鉄筋防音化の中で防音を完全に施した際に、室内温度が高くなるとか、いま言われた不快指数とか、あるいは空気の不純化、こういう調査についてどこどこを先にやりましたか。

○政府委員(杉江清君) 板付周辺と千歳地区について実施しております。

○豊瀬一君 福岡市において行なわれた調査は私も現地で立ち会っていろいろやっておるところも見ておるんですが、その結果が出てかなりになりましたが、その調査報告がまだできていないというところですが、お手元になんというところですか。

○政府委員(杉江清君) 一応要点はまとまっております。ただ、それらはやはり今後の資料として十分利用したいために、それに付属する資料をまとめた上で、それについておる段階でございます。手元には持ち合わせておりません。

○豊瀬一君 あなたがい言った調査該当地域は文部省独自でやったのですか、それとも施設庁がやったところを文部省が資料をもらって受けてまとめおるという意味ですか。

○政府委員(杉江清君) これは文部省に設置されております騒音対策協議会の委員にお願いした調査でございます。

○豊瀬一君 会計課長にお尋ねしますが、施設庁でもこととしたか、昨年でしたか、日にちは忘れましたが、その調査をやったはずですね。

○政府委員(大浜用正君) やっております。

○豊瀬一君 その結果がすでに資料としてでき上がっておりますか。

○政府委員(大浜用正君) 担当は施設部でございますが、たぶん資料としてでき上がっておりますか。

○豊瀬一君 福岡市においては東光中学校をやったはずですね。

○政府委員(大浜用正君) やっております。

○豊瀬一君 杉江さんにお尋ねしますが、板付周辺で文部省がやったのはどこですか。――大浜課長にお尋ねしますが、たしか施設庁でやったのは九大等に調査の具体的な仕事といたしますか、調査活動は依頼したはずですね。

○政府委員(大浜用正君) それは九大に依頼いたしました。人身被害に対する分だとか、あるいは乳牛の騒音に対する影響だとか、そういうのをお願い

してございます。

○豊瀬一君 小野長官にお尋ねしますが、率直にお答えいただきたいのですが、私東光中学校で調査に当たっております九大の人々にお尋ねして、調査結果がいつごろ出るかと聞いたら、一カ月もかからないで出ますと、その結果は知らせてもらえるかと聞きまして、私どもが聞いておる範囲内では人身に与える被害の実態がわかって、非常に重大問題化してくる、したがって、調査結果の発表は秘密にするようにと、こう言われていまして、こういう言い方をしたんですが、そういう方針ですか。

○政府委員(小野裕君) 私そのような方針のあること、あるいはそういうことを示したことは、そういうことについては全然存じておりません。

○政府委員(杉江清君) 先ほどのお尋ねですが、板付地区については四校を実施したはずでございますが、いま四校が具体的にどの学校であるかの資料を持ち合わせておりませんのでお答えできかねるわけでございます。

○豊瀬一君 小野長官に再度お尋ねしますが、まだ大浜さんのお答えでは調査中ということですが、少なくとも福岡市の騒音の少ない、もう一つの学校は忘れましたが、騒音の少ない学校と騒音度のひどい学校と同時期に調査したはずですね。その資料を調査活動に当たった九大の学者その他の人々に聞くと、そうむずかしく時間がかかる問題ではない。私もそばで見えておりました。機械を使つての調査を見てみると、一月もあれば十分、どの程度の疲労を与えておるか

いう結果だけわかるとみたのですが、学校関係だけに限定した場合に、三十八年度に実施した調査結果というのほすでにまともっておるものですか。

○政府委員（小野裕君） 三十八年度分の調査もいただくことになっておると思うのでありますが、まだ私どもの手元まではいただいておりません。

○豊瀬 慎一 君 大浜さんにお尋ねしますが、それは調査を依頼した九大等からきていないのですか。それとも調査結果の発表を差し控えておるという意味ですか。

○政府委員(大浜用正君) 前者でござい
ます。と申しますのは、当庁の出先
が福岡にございまして、一応、出先の
施設局でまとめまして、施設部へまい
りまして、そしてそれによってわれわ
れのほうへまいるわけでございます。

ただ、先生にちょっとお断わり申し上げておきたいことは、従来、防音工事をやる適格学校の工事をする場合に

は、あらかじめ当局がきめました。いわゆる防音工事に値する、いわゆる騒音度が高いというものをはっきりと確かめまして、それによって工事を行っております。ところが、その他のものに

つきましてはたくさんございますので、一々、たとえば一月にやります場合には飛行機の飛来が少ないだとか、あるいは四月になりますと相当多いとか、いろいろな時期やあるいは時間によりまして違いますので、一回の資料によつてこれが直ちにそうであるという

断定についてはにわかに判断がむずかしい、そういうことに対してなかなか資料を、出先として自信のある資料として本庁に出すということがむず

かしいと、こういうことがございまして、まだまだ当局に上がっている実情ではないと思います。

○豊瀬頼一君 大浜さんに再度お尋ねしますが、三十八年度、三十九年度二カ年継続で結論を出すという当初からの方針ですか。それとも三十八年度調査についての調査結果は、出先のほうで結論が出ないのか、事務文教怠慢なの

か、早く出たほうがいいという本庁の期待にかかわらず出ていないという意味なのか、当初からまたおくれるのが当然なのか、それとも期待に反しておきているのか、いずれですか。

○政府委員(大浜用正君) いずれでもございせんし、出先としては一生懸命やっております。やっておりますが、学校が相当ございますので、その学校を、一々、一年を通じて、要するに騒音度と頻度という問題がございま

すし、頻度と騒音度に対しても各月、各季節によりまして、相手の飛行機の練習の度合いにもよりましている

いると違つてまいります。そういう
ファクターをいろいろ一年を通じて
検討いたしましたので、そしてそれを自信
のあるものとして報告するものと推定
しております。

○豊瀬嶺一君 大浜さんは調査が年間
 どういうふうに行なわれておるかを御
 存じなんでしょうか。昨年の夏、行なった
 調査が、三十八年度の終わりの三月ま
 で、たとえば福岡市の学校において継
 続して調査されておるといふ自信がお
 ありなんですか。

○政府委員（大浜用正君） これは私、昨年から要するに基地周辺の学校と申しますと、騒音度あるいは頻度というものについて十分の資料がない限り、

われわれとして防音工事をやるというもののについては自信が持てませんものから、できるだけそういう資料を正確にしてほしいというのが本庁の意思でございます。それで、たびたびやつておるかどうかという問題につきましては、少し不明確の点もございしますが、これは確かめてみないとはつきりお答えするわけにはいきません。

○豊瀬禎一君　確かめなさらないとも、私どもが現地並びに現地のあなたのほうの出先並びにそれを受けていろいろ協力している教育委員会ですね。これらの資料、調査しておるところによります

と、昨年度、ちょうど私がついてやっておった学校の主として疲労度の調査というのは、昨年までやって、継続してやっておりませんよ、今日まで。そのことはすでに打ち切られておるはずですよ。そうしてその資料は、昨年の夏

やった調査を担当した九大当局はその結論を出しておるけれども、当事者の話では、私が先ほど言ったように、これ

が三十八年度国会中に、疲労度の心身に与える影響度が出てくるということになる、心身に与える保障というのは、騒音だけで済むことじゃないので、政治的にこれは押えられておる、こ

ういふ言い方をして、昨年の夏、行なわれておる疲労度調査が今日まで継続して頻度その他たびたびやられておるために、資料が出てこない、あるいは継続調査中という性格のものでは福岡市に關する限りは私はないと断定して差しつかえないと思っています。した

がって、これから先は長官に対する要望ですが、たとえば乳牛とか、その他防音を行なっていない一般民家に対する心身に与える被害度というのは、

大浜さんが御説明のように、短期間で科学的な結論が出されるものではないでしょう。しかし、すでに数年前から防音をしておる、しかも大体頻度等が過去、三カ年間程度では、学校当局、教育委員会自体の調査ではそう変わらないところの東光中学校その他の生徒に對する疲労度というのは、もう結論がでてゐるはずですから、早急に取り寄

せていただいて、できれば少なくとも、学校生徒に与える疲労度調査については、本国会中に調査結果の報告ができるようにしていただきたいと思っております。これは要望をいたしておきます。

す。それから杉江局長にもう一点だけ尋ねておきますが、対策協議会の三十九年度予算編成に主として重点を置いて努力してきたことをもう少し明確に答えられるものなら答えてください。

○政府委員(杉江清君) この騒音対策協議会の予算は標準予算の中に入っておりまして、その額はごくわずかなも

でございます。おそろく十数万程度
だと思えます。きわめてわずかな程度
でございますが、委員の方々には非常
に奉仕的にやっていたいておるわけ
でございます。

○豊瀬慎一君　これは大臣がおりませんからやむを得ませんが、所管は施設庁であろうと思う。直接、国の施設で教育に障害を受けておる事態に立つて、文部省自身が施設庁と大蔵省との関係におまかせするという形でなく、もっと積極的に文部省としてもやるべ

きであるし、今後やってもらいたいと思います。

次に、直接、板付の問題で二、三点お尋ねして終わりたいと思いますが、予

算委員会が防衛庁長官あるいは大蔵大臣が答えて、大体、板付基地の方向は決定しておるようですが、地元としては、百数校のうちに三十数校という防音を必要とする学校を持っておりまして、横田に一〇五が移転する、あるいは大体連絡基地程度に板付がなる。だがら継続事業を打ち切られる、あるいは新規の施設については全く目鼻が立た

ない、こういうことでは。まず数年間、板付にジェット基地が配置されて以来迷惑をこうむりつばなしで、あとはほったらかし、こういう不平と不満があるわけですね。そこで、まず一番に長官

にお尋ねしたいのですが、五、六校の三十八年度から三十九年度にかけての防音工事の継続事業があるのですが、継続事業についてはまだ大蔵省といろいろの折衝がありまじょうが、施設庁の方針としては、継続事業については、

基本的にはどうかまえて対大蔵省折衝をしようと考えておられますか。

○政府委員(小野裕君) 福岡市内にございます工事の継続校でございますが、五校につきましては、本年度中に完成させるように継続工事ができるように補助をいたすということに内定い

たしております。

○豊瀬禎一君 継続工事につきまして
は見過しがつきましてありがとうござ
いました。

次に、那珂中、箱中、東住吉中は、
いわゆる新規工事の問題でございます
が、特に那珂中につきましては、警察

学校等が数年前から防音工事をしておるといふ実態に立って、いわゆる政治のバランスといえますか、そういう面で、地元につきましても、非常な熱意

を持って、ぜひとも、完全に板付基地が福岡市民の要望どおり市に返還されるという事態がない以上は新規のものもやつてもらいたい、こういう方針を持つておるのですが、新規事業に対しては施設庁の考え方は現段階でどういうことになっておりましようか。

○政府委員(小野裕君) 新規の学校につきましても、私も施設庁だけの考えといたしまして、現在まだ手をつけていない。しかも緊急を要する学校が多々あることを考えますときに、必ずしも無条件でこれに着手するというような考えは持つておりません。ただそう申しましても、今後の板付飛行場の状態がどうなるかということによりまして、新規に着手しなければならぬということもあるいはあるかも知れませんけれども、現在の見通しといたしましては、むしろ他のおくれている地区の必要な学校のほうを先にしなければならぬのではないかと、このように考えております。

○豊瀬慎一君 そうすると、たとえば横田に105が転属されるとすれば、横田等については三十九年度予算の中に時期的には入っていないわけですね。新たにそういう騒音度合いがふえるところ、あるいはまだ防音工事のおくれているところ、一応試算として組み入れた福岡市等の新規の学校の予算がそれぞれに回される可能性が高い、こういうお答えでしうか。

○政府委員(小野裕君) 板付関係の新規に予定をいたしまして一応予算を組みました分が、かりにこれを保留いたしましたとしても、ただいまのところ、すぐに他のほうに振り向けるという考えはございません。

○豊瀬慎一君 たとえば、F105等が他の飛行場に転属された後に騒音の実態等を調査され、その後に結論を出す、こういうゆとりといえますか、幅を持つて新規工事のものについては考えていただいておりますというふうに理解してよろしいでしうか。

○政府委員(小野裕君) 大体お尋ねのとおりでございます。ある時期に至りまして、いまの新規校はかりにやめるといふことになりますれば、そのときはほかへ回すかも知れませんが、それまでは残しておく、こういうことでございます。

○豊瀬慎一君 大浜さんにお尋ねしますが、大浜、横田転属の時期がきまっておるようですが、その直後というとき非常にシビアに聞こえますが、転属された後には、一日も早く実態調査をするという予定を立てておられますか。

○政府委員(大浜正君) 横田に板付から転属してまいります105の騒音度の問題は、われわれ測定をいたしますし、同時に、当庁には防音工事をするのはどれだけの頻度、どれだけの騒音度という一応の基準というものがございまして、それからその基準を見まして、そしてまた、あらかじめ予想されるところにつきましては、十分検討をいたしまして、防音工事の経費を自己が財政法三十四条の二に基づきまして大蔵大臣との協議の事項にもなっておりますし、それを事務当局同士が十分了解を得て、それから実行に移す、こういう段取りになっております。

○豊瀬慎一君 私の聞き方が悪かったとみえるのですが、板付から飛行機が去って後に、板付の実態調査はそれから後でできるだけ早くやられる予定ですかという意味です。

○政府委員(大浜正君) 板付は105が転属いたしましたその後、基地の運営状況とか、それから基地の運営によつて生ずる周辺地域に及ぼす影響等を十分調査いたしまして、そしてたまたま長官のお話でございました留保につきましては、そのときの結果で検討をいたしたい、こういうふうに考えております。

○豊瀬慎一君 大体実態調査をやられるのはおおよそいつごろと考えてよろしいのでしうか。

○政府委員(小野裕君) 近々に板付から実戦部隊が移るわけでございますが、その直後ということになりますと、おそろくほんとに静かになると思ひます。そういうときに調査いたしたのでは当然失格であろうと思ひます。結局、今後の使用状況でございますから、ある期間をみまして、その間に、たとえば大規模な演習、あるいは移動訓練、あるいは各地からのまあ台風時の待避とかいろいろな使用方法があるわけでございます。そういうものが数カ月あるいは半年のうちには計画も立ち、あるいは実績も上がってくるかと思うのでございます。そういう意味で、実際に親切に考えれば相当長い目でそれを見なければならぬのであります。同時に、予算の消化ということも考えますれば、あまり年度ぎりぎり、年度末近くになつても困るわけでございます。大体その年度の予算が消化できるという時期までに見当をつけなければならぬ。このように考えております。

○豊瀬慎一君 そうすると、105が転属された後の板付に対する防音対策の必要であるなしについては、いま言われた二カ条から、大蔵大臣が予算委員会を答弁したように、親切というか前向きで対処していきたい、それまでは一応予定されておつた一億数千万程度の新規工事の予算については、他に流用しないで確保してもらえ、こういうふうに理解してよろしいでしうか。

○政府委員(小野裕君) 一応予算を組みました際に、どの学校に幾らというふうな厳格な数字はございせん。また、実行計画を組みました際に、各学校について——ほかの学校についても例外ではございせん。そういう意味で新規五校なら五校として一応予定された金額というものがそのとおりに留保されるかどうか、これには問題でございます。これは他の学校につきまして最初の積算よりもよいかかっているという学校もあるわけでございます。しかし、そういう意味で原則としては残す。しかし、そのまゝ残る、同じ金額がびたり残る、こういうわけではございせん。その辺のゆとりをもつてお考えいただきたいと思ひます。

○豊瀬慎一君 大体、施設庁のかまきがよくわかりましたが、いろいろ私、理由や条件をあげなくても、施設庁としては理解していただいていると思うのですが、継続事業の継続というのはありがたいこととすし、同時に、新規予定されておつたところは、いままでしんぼうさしておいて、突然飛行機がなくなつたからといってほっぽらかされるということに対して非常な不安と不満を持つておりますので、私どもも大蔵省に對しましていろいろ努力したいと思ひますが、いまお答えいだ

いたとおり、新規学校の際にも実態調査をしていただくことは当然ですが、その際にも板付周辺の三十数校の今日まで置かれてきた経緯というものを十分尊重していただきまして、新規工事についても前向きで努力を願ひたい、このように考えるのですが、最後に長官の御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(小野裕君) ただいまお話しのとおり、実際に防音工事をするに必要であるというデータが出ますならば、当然でございせんが、いまお話し、過去のいろいろな御迷惑というものに対する見合いというだけでは、いまの段階では簡単にはお引き受けいたしかねるのじやないか。といいますのは、先ほど申し上げましたように、全国各地にまだ相当多数の急を要する学校がございまして、その状況の比較によりましてどちらになるかと、そういうふうに御了解いただきたいと思ひます。

○委員(中野文門君) 本件に関する質疑はこれをもって終了いたします。本日の委員会は散会いたします。午後三時三十九分散会

五月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、高等学校建築費等の国庫補助を義務制にのみする等の請願(第二一七六号)
一、教科書の国家統制排除等に関する請願(第二一七七号)
一、学童給食にりんご採用に関する請願(第二一九三三号)
一、国内産牛乳による学校給食事業

第六部 文教委員会会議録第二十六号 昭和三十九年五月十二日【参議院】

の法制化促進に関する請願（第二一九四号）

一、長野県養科を第二十回国体冬期スケート競技会開催地とするの請願（第二一九五号）

一、私立学校助成に関する請願（第二二一八号）

一、日本学校安全会法の一部改正に関する請願（第二二一九号）（第二二二六号）（第二二三八号）（第二二五二号）（第二二五二二号）（第二二五三三号）（第二二六八号）（第二二七七号）（第二二七八号）（第二三一一五号）（第二三一一八号）（第二四〇三三号）

一、幼稚園教員確保に関する請願（第二二二〇号）（第二二二二一号）（第二二二九号）（第二二五四号）（第二二五五号）（第二二五六号）（第二二六九号）（第二二七〇号）（第二二七一〇号）（第二二七九号）（第二二八〇号）（第二三一六号）（第二三一九号）（第二四〇四号）

一、私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願（第二二二二号）（第二二二七号）（第二二四〇号）（第二二五七号）（第二二五八号）（第二二五九号）（第二二七二号）（第二二七三号）（第二二七四号）（第二二八一七号）（第二二八二号）（第二三二一七号）（第二三二〇号）（第二四〇五号）

一、紀元節復活に関する請願（第二二二三号）

一、靖国神社の国家護持に関する請願（第二二四八号）（第二二四九号）（第二二五〇号）

一、八月十五日を平和の日に制定するの請願（第二二七五号）（第二二七六号）（第二三二二一号）（第二三二二二号）

一、日本芸術院の再検討に関する請願（第二二八三三号）

一、芸術専門の高等教育機関のあり方に関する請願（第二二八四四号）

一、文部省における芸術に関する行政機構の拡充整備に関する請願（第二二八五五号）

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願（第二三二三三号）

一、養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願（第二三二四四号）（第二三二五五号）（第二三二六六号）（第二三二七七号）（第二三二八八号）（第二三二八九号）（第二三三〇〇号）（第二三三一一号）（第二三三二二号）（第二三三三三号）（第二三三八二二号）（第二三三八三三号）（第二三三八四四号）（第二三三八五五号）（第二三三八六六号）（第二三三八七七号）（第二三三八八八号）（第二三三八九九号）（第二三三九〇〇号）

一、国立夜間工業短期大学教育の充実強化に関する請願（第二三八一三三号）

第二二七六号 昭和三十九年四月二十四日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 新潟市窪田町四丁目 後藤昭二外十名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二二七七号 昭和三十九年四月二十四日受理
教科書の国家統制排除等に関する請願
請願者 東京都北区上十条五ノ二 岡田武子外十六名

紹介議員 野坂 参三君

教科書及び教育全般に対してますます強められている国家統制と、軍国主義復活の方向に強く反対し、左記事項の早急実施を要望するとの請願。

一、義務教育諸学校用教科書を含むあらゆる義務教育費について、全額国庫負担による完全無償を即時実施すること。

二、教科書の検定は、一切の国家統制をたんに禁止し民主的に行なうこと。

三、教科書無償の実施措置に名をかり、教科書の採択権を国民と現場教師の手から奪い、教科書発行会社の官僚的統制によつて出版の自由をも侵害している「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」並びにこれに基づく施行令をたんに廃棄すること。

四、差別教育を強制している現行教育課程を廃止し、教育の機会均等の原則を貫くこと。

五、教育に対する政府、文部省の支配、介入をやめ、現行の任命制教育委員会制度を廃止して、教育委員会はすべて公選制とすること。

理由
一、憲法第二十六条に基づき、教科書を含むあらゆる義務教育費は全額国庫負担によつて完全無償とすべきである。

二、教科書の検定については、憲法第二十一条、第二十三条及び教育基本法第十条の精神に基づき、言論、出版、学問の自由を尊重し、国家権力の教育内容への介入はきびしく禁止すべきであり、とくに憲法第九条その他の平和的民主的条項に対して、疑問を生ぜしめたり反対させるような題材や記述をもちこむことを強要するような検定のやり方はたんに禁止すべきである。

三、教科書の採択権は、本来国民にあるもので、実際には国民に対して直接教育の責任を負っている現場教師が、国民にかわつてあくまで自主的に採択を行なうのが当然であつて、いかなる行政機関のどのような介入、支配もゆるされぬ。さらに教科書発行会社を指定制にすることは、教育に対する国家権力の介入であると同時に、言論、出版、学問の自由をも侵害する意味で二重の憲法違反である。

四、教育はすべての国民に対して機会均等の原則に立つて行なわれるべきものであり、これを差別したり、あるいは国家権力が介入し支配したりしてはならないことが、憲法、教育基本法の定める根本である。

第二一九三三号 昭和三十九年四月二十四日受理
児童給食にりんご採用に関する請願
請願者 長野県議会議長 風間 和夫

紹介議員 小山邦太郎君

児童の健康保持と体位向上を図り、かつ、長野県の農業の基幹となつてい

りんごの持つミネラル、りんご酸等は児童の健康保持と体位向上に役立つ。また、長野県におけるりんご産業は、過去数次にわたる大苦難期を乗り越えて、発展してきたが、最近のりんご産業をとりまく諸情勢は、経済の高度成長に伴う農業の近代化と構造的変化の要請、更には開放経済移行に伴う貿易の自由化等によつて過去の例のないあらたな危機をはらんでいる。りんご産業の発展を図るためには、経営の近代化を図ることはもとより、根本的な施策として、りんごを児童給食に採用してりんご消費の集約的拡大に努めることが急務である。

理由
国内産牛乳による学校給食事業は、牛乳の消費拡大と児童生徒の体位向上を図るきわめて重要な事業であるが、従来この事業は、牛乳の需給調整の手段として実施されているため、その目的を十分に達していない。

第二一九四号 昭和三十九年四月二十四日受理
国内産牛乳による学校給食事業の法制化促進に関する請願
請願者 長野県議会議長 風間 和夫

紹介議員 小山邦太郎君

国内産牛乳による学校給食が年間を通じて実施できるよう、学校給食事業の法制化の促進を要請するとの請願。

理由
国内産牛乳による学校給食事業は、牛乳の消費拡大と児童生徒の体位向上を図るきわめて重要な事業であるが、従来この事業は、牛乳の需給調整の手段として実施されているため、その目的を十分に達していない。

児童の健康保持と体位向上を図り、かつ、長野県の農業の基幹となつてい

第二一九五号 昭和三十九年四月二十四日受理

長野県藤科を第二十回国体冬季スケート競技会開催地とするの請願

請願者 長野県議会議長 風間 和夫

紹介議員 小山邦太郎君

第二十回国民体育大会冬季スケート競技会を長野県茅野市藤科において開催されるよう強く要請するとの請願

理由

長野県は過去数回にわたり国民体育大会冬季スキー、スケート両競技会の開催地となり、ことに、昨年は軽井沢において世界スピード・スケート競技会の開催地となる等、冬季スポーツ競技会にとつての適地が数多くある。更に、今年は、東京オリンピック大会馬術競技会が軽井沢で開催されることになつてゐる。

第二二一八号 昭和三十九年四月二十四日受理

私立学校助成に関する請願

請願者 東京都品川区西中延三ノ八七七 小野光洋外 百三十五名

紹介議員 柴谷 要君

私学の隆替は、直接にわが国の教育の盛衰に影響するものであるから、これが振興のため、左記諸項目に關し、必要な措置を講ぜられるよう全国私立中学、高等学校の総意により切望するとの請願。

一、「経常費」の補助を含む「私立学校助成法(仮称)」の立法化。

二、教職員の身分の安定を図り、教育に専念できるよう、私立学校教職員の退職金制度を確立すること。

三、地方交付税法を改正して、公立学校同様に「教育費」の中に私立学校助成費を計上すること。

理由

終戦後、学校法人の基金造成は思うにまかせず、寄付金その他による学校運営資金の調達も一部の学校を除いて多くを期待できない現状である。これに加えて私立学校に対する国や地方公共団体の助成にも種々の障害を生じ、国の経常費助成は全く行なわれていない。いま中学、高等学校の問題に限つても、高等学校生徒急増時に、公立学校九十万人に対して四十六万人もの多数の急増生徒を引き受けている私立高等学校は多大の犠牲をはらつてゐる。これに加えて教育内容の高度化、教職員給与ベースの改定等により、私学経営は困難の一途をたどつてゐる。その経営に必要な経費の大部分が授業料等の父兄負担にかかつてゐるため、学費は公立学校のそれに比してきわめて高く、社会問題化するほどで、すでに限界に達してゐる。一方関係者の努力にもかかわらず、退職金制度の欠除等待遇の面で、教職員の中には自己の将来に不安を感じてゐるものも少なくない。このまま推移すれば昭和四十一年度以降の高等学校生徒の漸減時には、私学は存続の関頭に立たされることになる。

第二二一九号 昭和三十九年四月二十四日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市室町一三三 愛媛県私立幼稚園協

会内 宇都宮充 増原 恵吉君

日本学校安全会法の一部を改正して、左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、日本学校安全会の行なう医療見舞金及び死亡見舞金の給付について

は、その給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においても、第三者からの損害賠償とは関係なく政令で定める額をそのまま支給できるようにすること。

二、日本学校安全会の行なう事業に対しても、国の補助ができるようにすること。

理由

一、現在、日本学校安全会法第三十七条及び同法施行令第二条第三号の規定により、安全会の行なう給付(医療費、医療見舞金及び死亡見舞金)は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、その給付の額の限度において、災害を受けた幼児又は保護者に対して有する損害賠償の請求権を安全会が取得し、又は、第三者から損害賠償を受けたときはその額の限度において給付を行なわなければならないことになつてゐる。そのため、政令で定める額がそのまま災害を受けた幼児又は保護者に支給されない現状である。

また、他の共済制度においても見舞金は他の給付とは異なつた観点から支給されている。よつて、医療及び死亡に対する見舞金は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においても、第三者からの損害賠償とは関係なく政令で定める額をそのまま支給できるようにせられたい。

二、日本学校安全会が発足する前に各地でこれらの事業を行なつていた者に対しては、地方公共団体から事業費に対する補助を行なわれたい

が、現在、安全会に対する国の補助は、安全会法第三十五条の規定により事務費の一部を補助することができるとなつてゐるだけである。

そのため、地方によつては安全会の発足によつて従前に比して掛金が高くなり、給付内容が低下したところもある。

よつて、安全会設立の趣旨に沿ひ、その事業内容を改善向上させるためにも、安全会の行なう事業に対しても国の補助ができるようにせられたい。

第二二二六号 昭和三十九年四月二十四日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 京都市北区小山東元町 幼稚園内京都府私立 幼稚園協会保護者会連 合会内 竹岡清太郎

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

紹介議員 植木 光教君

第二二三八号 昭和三十九年四月二十五日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 山口県防府市三田尻松 原口山口県私立幼稚園 PTA連合会内 二木 謙吾

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

紹介議員 二木 謙吾君

第二二五二号 昭和三十九年四月二十五日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 青森市大字寺町三九青 森県私立幼稚園PTA 連合会内 石黒良吉

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

紹介議員 笹森 順造君

第二二五三号 昭和三十九年四月二十五日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市仲町五三 五愛幼稚園内茨城県 私立幼稚園PTA連合 会内 根本節夫

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

紹介議員 郡 祐一君

第二二五三号 昭和三十九年四月二十五日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 宮崎県都城市牟田町一 二天竜幼稚園内宮崎 県私立幼稚園協会内 佐々木文雄

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

紹介議員 温水 三郎君

第二二六六号 昭和三十九年四月二十七日受理
日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日五
(城北幼稚園)山梨県私立幼稚園PTA連合会
内 山田健治

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二六七号 昭和三十九年四月二十七日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 鳥取市吉方八〇八鳥取幼稚園内鳥取県私立幼稚園連合会内 岡田哲夫

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二六八号 昭和三十九年四月二十七日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 大分市中島西三ノ八ノ四
大分県私立幼稚園PTA連合会内 羽田野忠文

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二七七号 昭和三十九年四月二十七日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九段四ノ四私学会館内東京都私立幼稚園PTA連合会内 中上川アキ

紹介議員 中上川アキ君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二七八号 昭和三十九年四月二十七日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 札幌市旭町北海道私立幼稚園連合会事務局内 原田重信

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二二五号 昭和三十九年四月二十七日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九段四ノ四(私学会館)全国私立幼稚園PTA連合会内 船田中

紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二一八号 昭和三十九年四月二十八日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 千葉市登戸町二ノ二二

四千葉県私立幼稚園PTA連合会内 白井春江

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二四〇三号 昭和三十九年四月二十八日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する請願

請願者 長野県松本市大字南深志中町三七二 長野県幼稚園PTA連合会内 水城基次

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第二二二〇号 昭和三十九年四月二十四日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 愛媛県松山市室町一三三
三愛媛県私立幼稚園協会内 宇都宮充

紹介議員 増原 恵吉君

幼稚園教員確保のため、左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、日本育英会制度の改善もしくは別途制度の創設により、幼稚園教員志望者にも特別な奨学金の貸与が受けられるようにすること。
二、日本育英会法の一部を改正して、幼稚園教員にも奨学金返還免除規定が適用されるようにすること。

理由

幼児教育の重要性が認識、指摘されている

現在、幼児教育の振興のためには優秀な資格教員の確保が最も重要なことである。

1 日本育英会は、義務教育諸学校の優秀教員確保のため、一般奨学制度とは別枠をもつて教育奨学生制度を設けている。また、厚生省は、保育所保育確保のため、保育養成機関在学者に対して特別な保育奨学資金貸与制度を設けている。しかし幼稚園教員志望者に対しては現在何ら特別の措置が講じられていない。

2 現在、日本育英会からの奨学金の返還免除の適用を受けられる者の範囲は、日本育英会法第十六条の四第二項の規定により、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校その他の施設の教育職にある者となっており、第三十九回国会において日本育英会法の一部改正案が審議された際、幼稚園教員も返還免除の対象とすべきであることが付帯決議されたが、いまだに学校教育法第一条に規定する学校のうち幼稚園の教員のみがこの規定の適用を受けないことになっている。また、前記厚生省の保育奨学資金貸与制度も保育所保育の職についた者に対しては貸与金の返還を免除している。よって、幼稚園教員も奨学金返還免除規定が適用されるようにせられたい。

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二二九号 昭和三十九年四月二十五日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 山口県防府市三田尻松原口山口県私立幼稚園PTA連合会内 二木謙吾

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二五四号 昭和三十九年四月二十五日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 青森市大字寺町三九青森県私立幼稚園PTA連合会内 石黒良吉

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二五五号 昭和三十九年四月二十五日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 茨城県水戸市仲町五三五愛媛幼稚園内茨城県私立幼稚園PTA連合会内 根本節夫

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二五六号 昭和三十九年四月二十五日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 宮崎県都城市幸田町一

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

二天龍幼稚園内宮崎県私立幼稚園協会内

紹介議員 佐々木文雄

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二六九号 昭和三十九年四月二

十七日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 大分市中島西三ノ八ノ

四六分県私立幼稚園PTA連合会内 羽田野忠文

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二七〇号 昭和三十九年四月二

十七日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 鳥取市吉方八〇八鳥取

幼稚園内鳥取県私立幼稚園連合会内 岡田哲夫

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二七一号 昭和三十九年四月二

十七日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日五

(城北幼稚園)山梨県私立幼稚園PTA連合会内 山田健治

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二七九号 昭和三十九年四月二

十七日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 札幌市旭町北海道私立幼稚園連合会事務局

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二八〇号 昭和三十九年四月二

十七日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 東京都千代田区九段四

ノ四私学会館内東京都私立幼稚園PTA連合会内 中上川アキ

紹介議員 中上川アキ君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三二六号 昭和三十九年四月二

十七日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 東京都千代田区九段四

ノ四(私学会館)全国私立幼稚園PTA連合会内 船田中

紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三一九号 昭和三十九年四月二

十八日受理

幼稚園教員確保に関する請願

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 千葉市登戸町二ノ一二

四千葉県私立幼稚園PTA連合会内 白井春

江

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二四〇四号 昭和三十九年四月二

十八日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 長野県松本市大字南深

志中町三七二長野県幼稚園PTA連合会内 水城基次

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二二二号 昭和三十九年四月二

十四日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 愛媛県松山市室町一三

三愛媛県私立幼稚園協会内 宇都宮充

紹介議員 増原 恵吉君

現在、私立幼稚園園児(約六十七万五千人)の父兄の負担している教育費と国公立幼稚園園児(約二十六万人)の父兄の負担している教育費とを比較すると、これは、私立の父兄は教育費のほとんど

理由

PTA連合会内 二木謙吾

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二五七号 昭和三十九年四月二

十五日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 青森市大字寺町三九青

森県私立幼稚園PTA連合会内 石黒良吉

紹介議員 笠森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二五八号 昭和三十九年四月二

十五日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 茨城県水戸市仲町五三

五愛媛県幼稚園内茨城県私立幼稚園PTA連合会内 根本節夫

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二五九号 昭和三十九年四月二

十五日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 宮崎県都城市幸田町一

二天龍幼稚園内宮崎県私立幼稚園協会内 佐々木文雄

紹介議員 温水 三郎君

現在、私立幼稚園園児(約六十七万五千人)の父兄の負担している教育費と国公立幼稚園園児(約二十六万人)の父兄の負担している教育費とを比較すると、これは、私立の父兄は教育費のほとんど

理由

第二二四〇号 昭和三十九年四月二

十五日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 山口県防府市三田尻松

原山口県私立幼稚園

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七二号 昭和三十九年四月二十七日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日五

(城北幼稚園)山梨県私立幼稚園PTA連合会内 山田健治

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七三号 昭和三十九年四月二十七日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 鳥取市吉方八〇八鳥取幼稚園内鳥取県私立幼稚園連合会内 岡田哲夫

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七四号 昭和三十九年四月二十七日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 大分市中島西三ノ八ノ四

大分県私立幼稚園PTA連合会内 羽田野忠文

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八一号 昭和三十九年四月二十七日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 東京都千代田区九段四ノ四

私立幼稚園PTA連合会内 中上川アキ

紹介議員 中上川アキ君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八二号 昭和三十九年四月二十七日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 札幌市旭町北海道私立幼稚園連合会事務局内 原田重信

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二三一七号 昭和三十九年四月二十七日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 東京都千代田区九段四ノ四(私学会館)全国私立幼稚園PTA連合会内 船田中

紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二三二〇号 昭和三十九年四月二十八日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

担解消に関する請願

請願者 千葉市登戸町二ノ一二

四千葉県私立幼稚園PTA連合会内 白井春江

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二四〇五号 昭和三十九年四月二十八日受理

私立幼稚園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 長野県松本市大字南深志中町三七二長野県幼稚園PTA連合会内 水城基次

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二二三号 昭和三十九年四月二十四日受理

紀元節復活に関する請願

請願者 福岡県田川市西区清水町 高津生一外百三十九名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第二二四八号 昭和三十九年四月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 大分市南春日町大分県道族会連合会内 津野猶人外四千二百五十八名

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二二四九号 昭和三十九年四月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(三通)

請願者 宮崎県串間市大字奈留五、三〇三串間市道族連合会内 谷口盛行外五千四百七十一名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二二五〇号 昭和三十九年四月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(十一通)

請願者 秋田県鹿角郡十和田町 高橋与吉外二万四百五十八名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二二七五号 昭和三十九年四月十七日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府大淀区豊崎東通一ノ二〇 野島政枝外五十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二二七六号 昭和三十九年四月十七日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 東京都青梅市二俣尾 村上勝三外五十二名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二三二一号 昭和三十九年四月二十八日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府北区万才町一 綱谷才一外五十二名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二三三二号 昭和三十九年四月二十八日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 神戸市生田区下山手通 九ノ三五 尾崎藤吉外五十二名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二二八三号 昭和三十九年四月十七日受理

日本芸術院の再検討に関する請願(九通)

請願者 東京都文京区宮下町六 五日本芸術院内 松田権六外八名

紹介議員 中野 文門君

日本芸術院のあり方について抜本的改

善策を講ずるため、左記の措置をとられたことの請願

一、会員の候補者並びに日本芸術院賞受賞の候補者の推薦にあつては、たとへば芸術関係者、学識経験者で構成する第三機関もこれに関与させ、公平妥当な方法を講ずること。
二、各部の定員とくに部内各分科の会員数の配分については、再増員によつてその均衡を図り、公正を期すること。(第一部美術の各分科別現在配分表添付)
三、付属施設として陳列館を新設して、会員はその作品数点を常時自由に陳列しうるようにし、物故後はその館に永久に保存することができるようになること。
四、会員の待遇についていつその改善を加えるとともに、税法上の優遇措置も考慮すること。

理由
明治二十三年十月、明治天皇が、かくも美術奨励のおぼしめしをもつて、帝室技芸員制度を設けられ、最高権威の人々を帝室技芸員に挙げられた。それが幾年月を経て現在の日本芸術院となつたものである。美術家は、心身の修養につとめると共に制作に専念精進してひたすら文化国家建設のために意欲をもすべきである。政府も明治天皇の美術奨励の意を休して、諸願事項について考慮されたい。

○ 岩田藤七外八名
紹介議員 中野 文門君

芸術に関する高等教育機関の教育内容及び方法を改善して真の美術家を養成し得るようにならねばならぬ。なお、美術部門の学科は、たとえば絵画、彫塑、工芸、書道及び建築の五科とし、実技、実習を重視するなど、そのあり方について十分検討を加えられ抜本的な改善方を講ぜられたいとの請願。

理由
美術家の養成は、現在の芸術大学ではなかなか困難な状態にあると思われ。すなわち、当該大学創立以来今日までに三千名の卒業生を教えているが、その大部分が諸官庁、会社、銀行、学校等に勤務して、真の美術家を指向して精進を続けている者はほとんどいない。

由來美術家は、多年にわたり一にも実習、二にも実技の修練を積んで初めて生まれ出でるものである。しかるに現在の大学制度では、各種の大学が一の大学設置基準によつて一律にその規制を受けるために、大学の目的なり、性格に応じた特殊性がその教育内容に必ずしも反映され難い仕組になつてゐる。中央教育審議会が、昭和三十八年一月二十八日「大学教育の改善について」の答申において、「それぞれの特殊性に応じ、教育内容に特色をもたせるように、設置基準を定めるべきである。」とし、また、同答申において、高等教育機関の種別として、特に芸術大学を他の一般大学と区別してその特殊性を強調しているのは右の事情を物語るものである。

第二二八五号 昭和三十九年四月二十七日受理
文部省における芸術に関する行政機構の拡充整備に関する請願(九通)

請願者 東京都目黒区上目黒八ノ五二一 鈴木薫外八名
紹介議員 中野 文門君
文化国家にふさわしい文化芸術に関する総合施策を樹立し、わが国美術の進展に寄与するため文部省の芸術に関する内部部局を拡充整備されたいとの請願。

理由
戦後、わが国は文化国家を唱えてきてゐるが、文化、芸術に対する施策は、文部省の一芸術課がこれを担当しているにすぎず、体育、スポーツなどに比べて、きわめて見劣りのするものが現状である。

世界の主なる国には文化省(少なくとも文化・芸術局)があつて、それぞれ大いなる成果をあげている。
第二二二三号 昭和三十九年四月二十八日受理
国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 新潟市白山浦一ノ三〇
四 長沢一郎
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二二二五号 昭和三十九年四月二十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 新潟市白山浦一ノ三〇
四 長沢一郎
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二二二六号 昭和三十九年四月二十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 石川県七尾市報国町坂下敏子外二百六十名
紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二二二七号 昭和三十九年四月二十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 福井県坂井郡丸岡町玄女三五ノ三 伊藤豊子
紹介議員 熊谷太三郎君、高橋 衛君、加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 山形県東置賜郡赤湯町花見町 伊藤文子外一名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二二二九号 昭和三十九年四月二十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(三通)

請願者 秋田市手形揚田一〇六ノ四 深井アヤ外二名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二二三〇号 昭和三十九年四月二十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(四通)

請願者 神奈川県川崎市池田町六〇 守屋百合子外千二百二十五名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三三一号 昭和三十九年四月二十八日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(四通)

請願者 秋田市上通町 大門 幸治外三名
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三三二号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願(四通)

請願者 福島市方木田葉ノ木

立 尾形宏子外三名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三三三号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願(五通)

請願者 大阪府泉佐野市高松

町 小西テル子外九百

三十八名

紹介議員 中山 福蔵君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三三八号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 静岡県掛川市日坂九三

三 小野美代子外五百

四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三三三三号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪北町

一五 大野録枝外四百

五十九名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八四号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 静岡県小笠郡小笠町棚

草 渡辺順一外六百五

十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八五号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都青梅市沢井上分

二三五 福田保外五百

七十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八六号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 静岡県榛原郡相良町波

津一、八〇二 坂本幸

子外六百六十四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八七号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西伊場町

四、一七八 江間みよ

し外四百六十七名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八八号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川

六ノ三 石川鉄蔵外四

百六十四名

紹介議員 小宮市太郎君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八九号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 静岡県加茂郡下田町四

五八ノ二 山本安夫外

六百九名

紹介議員 成瀬 曜治君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三九〇号 昭和三十九年四月二

十八日受理

養護教諭を配置するための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都台東区浅草三筋

町二ノ一 山寺美恵子

外四百四十三名

紹介議員 豊瀬 楨一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二三八一号 昭和三十九年四月二

十八日受理

国立夜間工業短期大学教育の充実強化に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡上

町二三 滝波健吉

紹介議員 加瀬 完君

国立夜間工業短大教育の充実強化のため、左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、夜間「工業短大専用施設基準」の改定と引き上げ並びに「設備基準」設定
全国国立夜間工業短大において必要とする専用施設面積を調査の結果、文部省の「専用施設基準」公式(800(坪)×(120坪)×120坪)は、工業教育の実態にほど遠いことが判明した。夜間工業短大施設基準として、右算定公式を、管理部門施設、一般教育・共通施設、専門科施設の三項よりなるものとし、管理部門(80坪)・一般教育・共通施設(400坪)・専門科(120坪)の合計(600坪)を、専用施設として、120坪×3×K(120坪×3×K)のごとく改定し、基準の引き上げを要望する(専門科においては二十五パーセントを工学部と共用す)又、専用として必要な種類

及び数の機械、器具等備品が皆無であるから、その「専用備品基準」を至急設定されたい。

二、専任教員定員の増加

全国国立夜間工業短大専任教員定員調査の結果、専任教員は各科とも(一般教育科を含む)一科わずか三名から四名程度の配員で、入学定員三十名ないし四十名(一科約全学生九十名ないし百二十名)の学生の指導を余儀なくされ、非常勤講師に依存する度合が非常に多くなっている。これを昼間工学部入学定員一科三十名ないし四十名(専門課程学生一科約百名ないし百十名)に對し、五ないし六講座分教育十五、六名が配置されているのと比べると、夜間工業教育が、「併設」の名のもとにいかん不当に取り扱われ、その教育が軽視されていることが了解される。夜間工業短大として、少なくとも各科(一般教育科も同様)二ないし三講座分八名から九名程度の教員定員(入学学生十五名について一講座分ぐらいの定員)にされたい。

理由

年々高校を卒業した青年が職場にはいり、職場の学歴構成においてその占める率が高く、人数が膨大であるだけ、これら勤労青年に大学教育の機会を均等に与え、向上の希望を与えるための重要な教育機関としての国立夜間工業短期大学の拡充強化は絶対に必要である。

昭和三十九年五月十八日印刷

昭和三十九年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局